

平成30年海津市議会第2回定例会

◎議事日程（第2号）

平成30年6月11日（月曜日）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	赤 尾 俊 春 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	飯 田 洋 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君

◎開議宣告

○議長（飯田 洋君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において7番 橋本武夫君、8番 赤尾俊春君を指名します。

◎一般質問

○議長（飯田 洋君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了承願います。

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（飯田 洋君） 最初に、4番 松田芳明君の質問を許可します。

4番 松田芳明君。

〔4番 松田芳明君 質問席へ〕

○4番（松田芳明君） おはようございます。

それでは、いつものように一市民の目線から3つの質問をします。

1つ目、市の発注する大規模工事について、質問相手は市長です。

2つ目、養老鉄道の今後の展望について、質問相手は市長です。

3つ目、市内の小・中学校への手厚い人的教育環境について、質問相手は教育長です。

では、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問、海津市が発注した施設の新設、改修、取り壊し等の大規模工事（総経費1億円以上）について、次の3点の説明を市長に求めます。

1. 直近5年間で契約内容に変更・追加があった工事について、その変更内容と契約金額の増減はどうなっていますか。

2. 平成28年度に実施された平田中学校の改修工事における追加工事について、その変更内容等について詳細説明をお願いします。

3. 多くの建設委託業務は、工事の前年度に発注がなされ、委託料として数百万円から数千万円が設計業者に支払われています。5年間に発注された工事の中で、設計業者の設計ミスに伴う工事の変更はありましたか。

2つ目の質問に入ります。

ことし1月から運営体系が大きく見直された養老鉄道の今後の見通しについて、次の3点の説明を市長に求めます。

1. 海津市が養老鉄道に一般会計から支出した総経費は、平成25年度から毎年幾らになっていますか。平成30年度は予算額で結構です。

2. 2019年度以降、海津市としては養老鉄道にどの程度の支援、負担をしていく見通しになっていますか。

3. 管理機構の一員となった海津市が一番に考えなくてはならないのは、いかに養老鉄道の収益を上げていくかだと思いますが、どのような手だてを打っていくのか、具体的な計画を教えてください。

3つ目の質問です。

海津市の小・中学校には、10年以上前からALT、図書館司書、SE等の旧来の教職員枠以上に手厚い人的教育環境が整備されていましたが、現状はどうか、次の3点の説明を教育長に求めます。

1. 海津市に10ある小学校の中で規模的に中位にある海西小学校を例として、勤務する全職員の位置づけ（給与等の出どころ別）とその仕事内容の説明をお願いします。

2. 10年前と比べ、人的教育環境として増強された面と後退した面の比較をお願いします。

3. 他市町との比較において、海津市の人的教育環境は手厚いと言えますか。また、今後、市として児童・生徒のために人的教育環境として強化していくべき点がありますか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の1点目の市の発注する大規模工事についての御質問にお答えします。

1つ目の施設の新設、改修、取り壊し等の総経費1億円以上の工事、直近5年間で契約内容に変更・追加があった工事について、その変更内容と契約金額の増減につきましては、平成25年度には対象となる工事が1件あり、海津市統合庁舎整備工事（第Ⅱ期）（建築工

事)において、キャノピー工事の減、アスファルト防水工事の減等により2,399万6,520円を減額いたしております。

平成26年度には対象となる工事が2件あり、1件目は、吉里小学校の大規模改造工事において、渡り廊下の改修及び飛散防止フィルムの増等により1,454万4,360円を増額しております。

2件目として、城南中学校南舎建設工事において、土間通路設置工事の増等により531万7,920円を増額しております。

平成27年度におきましては、対象となる工事はありません。

平成28年度には対象となる工事が1件あり、平田中学校大規模改造工事において464万4,000円を増額しております。変更内容は、2つ目の質問でお答えいたします。

平成29年度には対象工事が1件あり、旧平田庁舎解体工事において、くい撤去の内容変更による増、側溝延長の減等により101万1,680円を減額いたしております。

2つ目の平成28年度に実施した平田中学校の改修工事における追加工事における変更内容等の詳細につきましては、柔剣道場においてつり天井を撤去したところ、屋根の下地材のずれや一部破損が見つかったことから、落下防止対策としてL型アングル金物等を施工しました。

また、床の撤去及び新たに床の張りかえ工事において、既存の壁との高さ調整が必要となったことにより、幅木の取りかえ工事を施工したこと等により155万2,000円を増額しております。

平田中学校南舎北面において台風16号の暴風雨の影響により廊下に雨水の浸入があり、外壁及び窓下部分の補修を追加施工により178万8,000円を増額しております。

そのほかにも、施工期間中にふぐあい箇所が新たに発見された玄関扉のヒンジの交換、玄関天井材の張りかえ、校長室の床カーペットの取りかえ及び体育館の暗幕の一部取りかえ等を追加施工したことにより130万4,000円を増額し、合計で464万4,000円を増額しております。

3つ目の5年間に発注された工事の中で設計業者の設計ミスに伴う工事の変更はありましたかにつきましては、設計業者からの成果物に瑕疵があり、修補請求、損害賠償請求を行った事例はございません。

2点目の養老鉄道の今後の展望についての御質問にお答えします。

1つ目の海津市が養老鉄道に一般会計から支出した総経費は、平成25年度から幾らになっているかにつきましては、養老鉄道関連事業に対する平成25年度から平成29年度における各年度の支出金額は、平成25年度が5,303万円、平成26年度が5,490万1,872円、平成27年度に6,173万5,562円、平成28年度は1億173万7,850円、平成29年度に8,467万886円となっており、今年度におきましては1億2,963万8,000円を予算計上しております。

また、その内訳につきましては、養老鉄道管理機構負担金、養老鉄道施設維持修繕事業補助金、鉄道軌道安全設備事業補助金等であります。

2つ目の2019年度以降、市としては養老鉄道にどの程度の支援をしていく見通しかにつきましては、平成31年度から平成38年度における補助金及び負担金として10億2,403万5,000円の支出を予定しております。

3つ目の管理機構の一員となった市が一番に考える養老鉄道の収益を上げていく手だての具体的な計画につきましては、これまでに本市では、平成27年度に美濃松山駅、石津駅の駅前整備を行っており、以降、平成29年10月に養老線沿線3市4町で策定した「地域の豊かな生活」と「活発な交流」を支える養老線と沿線バス交通やタクシーが一体となった公共交通ネットワークの形成を将来像とする「養老線交通圏地域公共交通網形成計画」に基づき、平成38年度を目標期間とするアクションプログラムにより実施主体を定めた90事業を計画的に取り組んでおります。

このプログラムにより本市では、既存駐車場を活用したパーク・アンド・ライド用駐車場として美濃津屋駅、駒野駅、石津駅及び美濃松山駅に整備しており、サイクル・アンド・ライド用駐輪場として美濃山崎駅に整備しており、平成31年度には駒野駅に整備する計画をしております。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業として免許証返納者に対し、養老鉄道フリーきっぷ、養老鉄道マイレールチケットを、それぞれ5,000円相当分の支援に活用しています。

さらに、小・中学生の通学利用支援の一環として、市がかいづっち応援パスポートを発行しております。

そのほか、公共交通体系の調整並びに観光施設等と連携した観光ルートを設定する等、観光事業者及びバス・タクシー事業者との連携にも取り組んでいます。

なお、養老鉄道株式会社におきましても、安全・安心な運行を第一に、各種事業を積極的に展開されているところであります。

今後も、持続可能な公共交通の確保・維持を目指すこの計画を着実に実行することが養老鉄道の利用促進及び収益向上につながるものと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 松田芳明議員の3点目、海津市内の小・中学生への人的教育環境についての御質問にお答えいたします。

1つ目の勤務する全職員の位置づけとその職務内容につきまして、海西小学校を例として

御説明申し上げます。

県費負担の常勤教職員については、基礎定数として学級数に応じて校長、教頭、養護教諭、事務職員各1名と教諭8名とが配置されております。また、県の判断によって加配定数の配置も行われますが、海西小学校の場合は、本年度の加配はありません。市全体では、通級指導教室の設置や少人数指導実施のためといった理由等によって、小学校5名、中学校8名の加配が現在配置されております。

次に、県費の非常勤講師については、小学校教科担任として1名が配置されております。これも市全体では、さまざまな目的のために22名が配置されております。

また、市費負担による非常勤職員の配置も行っており、学校用務員、図書館司書、学級支援員、特別支援教育アシスタント各1名を日日雇用職員として配置しております。さらに、英語インストラクターやスクール相談員を委嘱職員としてお願いしています。加えて、業務委託の形によってALTとSEの派遣ができるようになっております。

以上が海西小を例にした教職員の配置状況ですが、その職務内容として、特に県費の非常勤講師や市費の支援員等について御説明申し上げます。

県費の非常勤講師では、小学校教科担任として、特定の教科を専科教員として指導するための配置があります。海西小学校では、音楽の授業を専門に担当していただいております。

市費の支援員では、特別支援教育アシスタントが主に通常学級に在籍する軽度発達障がいのある児童・生徒らが落ちついて学習したり、生活したりできるよう個別の支援をして、障がいに伴う困難の軽減を図っております。また、教員免許状を所有する学級支援員が学級担任と連携・協働により、学習適応のための個人やグループ、集団への指導を行っております。ほかには、英語活動インストラクターとALTが小学校3年生以上の外国語活動で担任とともに指導に当たっております。

2つ目の人的環境の10年前との比較につきましては、平成20年度の海西小学校は7学級編制であり、本年度と同数であります。したがって、県費常勤職員の基礎定数での増減はありません。市費職員について、10年前は学級支援員2名と図書館司書1名の配置があり、これも今年度と同等であります。また、10年前には配置のなかった英語インストラクターが現在は配置されております。

3つ目の他市町との比較において海津市の人的環境は手厚いと言えるのかにつきましては、周辺市町においても本市と同様、学級支援や特別支援を目的とした支援員、あるいは少人数指導や日本語指導のための職員が市町費によって配置されております。

ただ、正確な配置人数まで公表された周辺市町はなく、また勤務時間の設定や配置条件も異なっているため、直接的な比較は難しいと思っております。しかし、例えば図書館司書の配置につきましては、平成28年度の文部科学省の調査結果を確認しますと、全国で公立小学

校の59.3%、公立中学校では57.3%の学校に配置されていることがわかります。岐阜県の場合は、小学校が91.1%、中学校が86.1%と、全国的に比べてかなり高い割合になっておりますが、それでも各校1名の配置はできていない学校が一定数存在しております。

それに対し当市においては、従前より児童・生徒の読書活動や授業の支援、学びの拠点としての図書館の整備などを目的とし、各校1名の配置を継続しており、結果として西濃地区での図書館教育賞の表彰を多くの学校が受けておるのが現状です。

教育委員会としましては、今後も児童・生徒の生きる力の育成のために、直接児童・生徒にかかわることのできる人的教育環境について、さらに充実を図っていく必要があると考えております。一方で、財政的には限りもあり、その職種や配置、人数や勤務の条件等については、より効果的な環境整備のあり方を今後も検討する必要があると考えております。ぜひ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 答弁ありがとうございました。

1つ目の質問から再質問させていただきます。

まず初めに、このいろんな工事におきまして、今、市長からの答弁にありましたように、この5年間で10件ほどの工事があり、そのうちの半数、5件で後で追加の工事、あるいはありがたいことに、2件にはマイナスということでお金が市のほうに返ってくるということもあったんですが、そういった工事について、ちょっと腑に落ちないというか、全く専門外のこと専門的なことがわからない人間として聞いていただきたいんですが、一市民の目線というか、そういうことを考えたときに、ある工事を発注する、その前に見積もりをとる。見積もりをとったときに、その見積もりどおりであれば、それでお金を払って、それでいいわけですが、一般の家庭等で考えた場合、見積もりをとって、その後に、まだこれだけの追加の工事が要るよ、その工事に例えば300万かかるよと言われたら、見積もりのときに、もっと正確に見積もらにやいかんのじゃないかと。あんたの見積もりが悪かったんやで、あんたが弁償するべきだというようなふうには一般には考えられるんですが、この市で発注する工事についても、前年度に業者見積もりということで見積額として、先ほど質問のときにも言いましたが、数百万円から数千万円が支払われているわけですが、そういったときに、この設計業者にはその賠償責任というのがないのか。こういう市の、あるいは公のこういう発注工事についてはこれが常識なのかどうか、ちょっとその辺の見解を市長にお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 本来、設計ミスとしては、法令違反とか、明らかに見積もりがミスであったという場合は、それは設計ミスになると思うんですが、特殊な建築物や、特に取り壊しや改修工事におきましては、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こることが間々あります。

また、施設の管理者のほうから意見や、別に工事の進捗によって要請等を勘案する必要があるということで設計を変更する場合が出てきているため、このような結果になったと思われます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） ということは、要するに契約で行われるわけなので、その契約書の中に、例えばこういった追加の工事は瑕疵とは認められないということで追加の工事が行われたという理解でいいんですか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） そのとおりでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） 先ほちょっと説明の中に設計業者のミスというか、そういうことがあった場合は、賠償責任をその設計業者が負うことになるという話だったんですが、こういったことは全国的に見てどこか他市町、海津にはこの５年間はなかったということなんですが、他市町ではあったというようなことは、今までにそういった例があるのかどうか、その辺がわかっていたら教えてください。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） お聞きしているところによりますと、例えば橋梁の設計において構造上必要なものが見ていなかったために強度が不足するというので、設計ミスということで設計業者のほうに責任を負わせたということがあるというところをお聞きしております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） 契約のときにそういった、例えばこういったミスがあった場合はおたくの責任ですよということがあって、それ以外のことについては、新しく発見されたら追加の工事をやるというようなことで契約がなされていたということを伺ったので、もうそれ以上は何も言えないと思うんですが、ただ、例えば先ほど市長の説明の中にあった平成28年度

に行われた平田中学校の改修工事では、実際工事をやってみて、ちょっと天井を見たら天井のところに、これはちょっと不備があるのでここも直さないかんというようなことが発見されたとか、あるいは説明にはなかったんですが、旧平田町の庁舎を壊したときにも、ちょっと自分は思わず吹き出してしまったんですが、中に入っているくいを抜くのにお金が見積もりではこれだけだったんだけど、いざ工事に取りかかったら、そのくいの太さが太かったのというような説明、コンクリートの部分ですね、その部分が予想以上にあったと。要するに、工事をしたときの設計図どおりではなかったということで工事費が加算されたことがあったんですが、こういったことは一般的に考えたら、そんなんだったら委託業者は、真剣にその穴を掘ってそのくいを調べたのかとか、そういうことが問われるような気がするんですが、そのあたりのところはどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 平田庁舎におきましてくいにつきましては、当初、設計図書に基づいて取り壊し工事を設計させていただいております。そのため、建物の下のくいを調査するということは困難でございますので、これはあくまでも工事を発注して施工している段階で発見したために、そのような結果になったものでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） 契約に特に不備がないということでしたら、これ以上質問しても何もないんですが、ただ一般の方から見られると、そんなんだったらもっと設計業者の方に、お金がかかってもいいかもしれんけど、しっかり見積もれというようなことは言っていないんじゃないかと思いますので、これからいろんな工事が行われた場合、そのあたり追加の工事なんていうのがないような方向に持って行っていただきたいということを思います。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 市になっっているいろんな施設を今やっていますけれども、その時代時代で設計図が残っていたり、残っていなかったり、これは私が言うことではありませんけれども、そういった中での工事ということと、実際掘ってそこまで調べてやるかということなんです。ですから、その都度その都度、設計上で変えなくてはいけません。新しいことが発見されたら、その都合その都度協議して前へ進めていくということでさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） わかりました。こちらこそ、よろしくお願いします。

2つ目の質問で養老鉄道の話に行かせていただきます。

養老鉄道は、まだことしの1月1日に管理体系が変更されて間もないので、こういった質問をするのもなにかと思いましたが、これからのことを考えると大切なことだと思って質問させていただきました。

まず、2点確認したいんですが、1つ目です。

平成30年1月1日から10年間はこの体制でやっていこうということで、管理機構等が設けられてということで発足したわけなので、10年間は養老鉄道は維持される、まずこれを確認、お願いしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 維持するためにやっているわけでありまして、その後、よろしく願います。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 維持されるといった、存続はされるというか、沿線市町が協議会を開いてそういうふうに決めたということで、よほどのことがない限り10年は、存続するだけじゃないとおっしゃったんですが、要するに廃止になるようなことはないということでもいいかという確認なんです。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 議会でも御協議いただいて、そして参加をさせていただけるわけでありまして、やはりこれは7市町で合意して、しかも存続させていこうということでやっておりますので、存続なしという前提ではありません。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 私も別になしにせよとか、そういう意味じゃなくて、確認だけしたいだけなんです。一応10年ごとに見直すという話だったので、10年間は普通に考えたら存続するというふうなことで解釈させていただきます。

2点目なんですが、以前は沿線市町、海津市もそうなんですが、先ほど説明にありましたように、平成25年度、平成26年度は、大体5,000万ちょっとの補助を出しているということで、一応養老鉄道にこれだけのお金を出して運行してくださいというような形だったんですが、その体系が変わったということで、管理機構の一員と海津市はなったということでしたので、ということは、その運営の主体である管理機構になったということは、養老鉄道に対して口出しができるというか、こういうふうにしたほうがいいのかというアドバイスみたいなことはできるということでよろしいか、その点も確認したいと思います。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今の御質問でございますが、昨年9月に養老鉄道と管理機構と契約を交わしました。契約というのは、500万円を出資しております。まだ今後、今月、株主総会、また養老線管理機構の社員総会等々がございますので詳細は申せませんが、養老線管理機構のほうから株式会社養老鉄道へ役員を派遣するということになっております。その中で経営についても発言ができるという状況になっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） なぜそんな質問をしたかという、これは前、市長もおっしゃっていましたが、養老鉄道は近鉄が運行しておるようなものなので、職員の給料も近鉄に合わせて高いとか、もっともっと工夫して経営改善をすることをやっていかないかということをおっしゃっていましたが、そういうことで、この管理機構になってサジェスションというか、市のほうがこういうふうにしたほうがいいぞと。沿線市町の方との協議の中で、そのほうが経営を強くするためにはいいんじゃないかというようなことでやっていけるということをお伺ったのでその確認なんです、もう一度聞きますが、海津市としてこういうことをやっていったほうがいいんじゃないかということは、意見を述べる機会はあるということでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 海津市としてといいますより、3市4町でございます。そちらのところで意思を統一して、養老鉄道に対しても物を申し上げるということでございます。

また、現在も株式会社養老鉄道においては営業面での努力、いわゆる1日フリーきっぷですとか、マイレール21という回数券の発売、また今年度からヘッドマークオーナー制度というような形のもので営業努力を進めております。

また、もう一点は経費の削減ということで、先ほど松田議員がおっしゃられましたように人件費の抑制ということで、近鉄からの出向社員から、順次、現地採用の社員を登用することで人件費を抑制すると、そうした経常経費の削減にも努めておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） たびたび言いますが、まだ半年もたっていないわけなんでなかなか先に進まないんですが、以前説明の中で公共交通の利用促進に関する取り組みというようなことで、先ほどありましたヘッドマークオーナー制度とか、それから枕木オーナー制度とか、

それから養老鉄道のグッズ販売とか、いろいろ案が出されていたんですが、こういうことはなかなか一気ににはできないと思うんですが、素早く対応していくとか、その管理機構の中での話し合い等の頻度を高めて、そして早く実現して、少しでも養老鉄道が潤うとか、基金として積み立てるそうなので、海津市が毎年出すお金が変化するんじゃないくて、先ほど市長の答弁にありましたが、何年間で幾ら出すということが決まっているそうなんですが、そういった努力をしてもらうということで、この話し合いとか、その頻度を高めてほしいんですが、この管理機構の話し合いは、今まで何回ぐらい開かれて、そしてこれからはどのくらいの頻度で開かれていくものなのかということをちょっと聞きたいんですが。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 頻度でございますが、管理機構としては、この4月から既に3回ほど会議を持っております。幹事会、養老鉄道に関する会議というのは、活性化協議会という部分と再生協議会、そして養老線管理機構というような3つの支援体制で行っております。それに加えて株式会社養老鉄道の株主総会等々にも参画をしておりますので、かなりの頻度で会議は持たれておりますし、多くの要望等もこの会議の中で申し上げ、さらには、先ほど市長の答弁でも申しましたが、アクションプログラムの実現に向けてその進捗管理を行っておりますので、よろしく御協力いただきますようお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 新しい体制でスタートしたけれども、どういう成果が見込まれるのか具体的に知りたいと、多分そういうことだろうと思いますが、現にことし、高校生3人を現地採用して、プロパー職員として働き始めております。したがって、まずは養老鉄道の営業を改善する。

それから、事前に、この管理機構を立ち上げる前に相当な議論をやっています。したがって、その議論の中で進めて、それに従ってやっていくということです。

ですから、新しい現地の高校生の子を3人雇って、近鉄OBの方がやめられた後を補足していくと。これは、果たして高校生が養老鉄道へ就職していただけるかどうか心配しておりましたが、3人就職してくれたということでございますので、そういったことはもう具体的に動き出しているということであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

一番最初に言いましたが、まだ半年もたっていないので、そう簡単に成果が出る問題ではないんですが、またこの問題は、1年後、2年後というふうに年度を追って、ここまで進んでというようなことを答弁いただくように質問をこちらもしていきたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

最後になりましたが、海津市の小・中学校における人的教育環境のことなんですが、これはぜひ皆さんに、市民の多くの方に知っていただきたいということで質問させていただきました。私も教員をやっておった関係で、海津市が市長さんのお計らいで図書館司書の話が先ほど教育長さんの例にありましたが、昔から各校1名ということで、どんな小さな学校にも1名いらっしゃるということで、子どもたちが本を読むということでいろんな工夫をなされてみえるということで本当にありがたかったんですが、そういったことを、先ほどちょっと一言あったんですが、教育長さんの財政的なというようなこともあったんですが、そういう問題もあろうかと思いますが、ぜひ海津市の生徒・児童のために、こういった人的教育環境は削減することなく、これからも今まで以上にこういった面を優遇していったほしいなあということを思いますので、最後はよろしいです。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） このことに関しましては教育長が答弁いたしましたけれども、他市町と比較すると、遠慮がちに答弁をいたしました。このことは配置された先生方が、どのまちがどこに一生懸命やっているかということが一番よく御存じであります。私がお聞きしている限りでは、海津市は非常に頑張っている部類だという先生方の御印象をいただいております。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ですので、これからもよろしく願いますということで、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで松田芳明君の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、3番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 質問席へ〕

○3番（松岡唯史君） 議長からお許しをいただきましたので、私は質問をさせていただきたいと思います。

質問は2つです。公共交通機関について、そして中小企業者や小規模事業者の事業承継と創業について、いずれも質問相手は市長です。

まず、デマンドバスなどの公共交通機関について、2点お尋ねいたします。

1点目はデマンドバスについてです。

高齢化が進み、特に75歳以上の方が約5,000人もお見えになる本市におきまして、今後、車を運転できない高齢者がさらにふえることが予想されます。市民活動推進課によりますと、高齢者の方が運転免許証を自主返納される件数は、年々増加傾向にあり、海津警察署が把握している運転免許証の自主返納件数は、平成28年度60件、平成29年度80件とのことです。

また、昨年、私たちが実施いたしました市民アンケートにおきましても、市政に取り組んでほしいこととして公共交通機関の充実を要望される方が全体の3割を占め、市民の関心の高さがわかります。

こうしたことから、公共交通機関の充実に向けた取り組みが重要性を増していると考えられます。その中でも、特に平成27年10月から運行が開始されましたデマンドバスは、身近な市民の足としてさらなる充実が求められるのではないのでしょうか。

「平成29年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要」などによりますと、定時定路線バスの利用者が減っている一方で、デマンドバスの利用者数は微増しており、特に海津温泉、松山グリーンハイツ、医師会病院への利用が多いことがわかっています。

また、市民からは、デマンドバスの土・日運行という声もあります。土・日は家族の方に乗せていってもらえばいい、そういった意見もあるかもしれませんが、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加しており、本市におきましては、こうした世帯が2,000世帯を上回る中で家族の方に乗せてもらえる方は限られるのではないのでしょうか。

また、医師会病院は、土曜日の午後からと日曜日は休診ですが、行き先は病院だけではありません。海津温泉に出かけたり、買い物に出たり、土・日開催のイベントなどにも行きたいかもしれません。平日、土・日の区別なく、外出したいときに気兼ねなく外出できることが高齢者の方の生き生きとした日常生活につながるのではないかと私は考えます。

そこで、デマンドバスの土・日運行をぜひ実施していただきたいと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

また、使い勝手のよいデマンドバスとして、より多くの人に利用してもらうために努めておられることがあれば教えていただきたいと思います。

2点目は、愛知県へのバスの乗り入れについてです。

高齢化とともに人口が減少していると盛んに言われている本市ですが、人口減少問題を考えた場合、要因の一つとして、本市に住んでも働く場がないということが上げられるのではないのでしょうか。市内に若者が働く場を創出することも、もちろん重要ではありますが、一方で、半数程度の市民が市外へ通勤していると言われており、市外への公共交通機関の整備も本市への定住化を図るために重要な施策だと考えます。

少し古い資料になりますが、平成23年の中京都市圏パーソントリップ調査によりますと、名古屋市へ通勤されている市民の方は、大垣市、桑名市に次いで3番目に多いとのことです。

また、平成29年8月に改定されました海津市公共交通計画における市民ニーズ調査により、公共交通を利用して行きたい場所として圧倒的に多くの方が名古屋市を上げており、同計画における住民意見交換会の意見の概要により、多くの方が名古屋駅につながっている津島駅、弥富駅、勝幡駅への路線が欲しいと言われております。

さらに、開業の良否は別といたしまして、名古屋駅は9年後にリニア中央新幹線が開通予定であり、今後、企業立地がふえるなど、求心力が高まることが予想されます。

このように、名古屋市への移動手段の確保という市民ニーズの高さは明らかであり、今後の人の流れの変化を推測しますと、ますます需要が高まるのではないかと考えられます。

そこで、本市への移住定住化を進めて人口減少に少しでも歯どめをかけるという視点から、津島駅、弥富駅などへのバス路線を設け、名古屋市を中心とした愛知県への通勤手段の確保を行うべきだと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、中小企業者や小規模事業者の事業承継と創業についてお尋ねいたします。

本市のホームページにより、本市における事業所数は、平成28年6月1日時点で約1,600事業所あり、その全てが中小企業者、小規模事業者とのことです。

近年、中小企業・小規模事業の経営者の高齢化が進展していると言われており、平成28年11月に出されました中小企業庁の「事業承継に関する現状と課題」により、平成32年ごろに数十万の団塊経営者が引退時期に差しかかるとのことです。また、同資料により、60歳以上の経営者のうち、半分以上の方が廃業を予定されており、特に個人事業主は、約7割が自分の代で事業をやめるつもりだと報告されています。廃業の理由としましては、当初から自分の代でやめようと思っていたが最も多いものの、後継者難を理由とする廃業が約3割もあるとのことです。

こうした状況は、海津市においても例外ではないと推測されます。同資料により、廃業予定の企業の中には業績好調な企業もあることが指摘されており、このまま放置しておきますと、税収面、雇用の面も含めた地域の活力が失われることが考えられます。

そこで、中小企業者・小規模事業者の事業承継問題が本市に与える影響に係る市長の御認識と、本市でこの問題をサポートするような取り組みができないかをお尋ねいたします。

また、地域の活力という点からいたしますと、本市で起業・創業をされる方がふえることが望まれます。先ほど述べましたように、半分の企業経営者が廃業を予定されている中で創業支援を真剣に考えていかないと、本市の産業はどうなってしまうだろうと不安になります。

本市のホームページを見てみますと、創業支援として、主に西濃地域の3市9町とともに創業支援事業計画を共同計画しています。また、商工観光課に創業支援総合窓口を設け、商工会などと連携し、創業希望者の課題解決を支援するとあります。

そこで、創業支援に関する本市の姿勢や取り組みについて、市長の御認識をお尋ねいたします。

また、創業支援事業計画には、創業支援者、創業者に関する年間目標数も設定されておりますが、本市における最近3年間の年間目標数と、実際に創業支援した件数や創業者の数もあわせてお尋ねいたします。

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松岡唯史議員の1点目の公共交通機関についての御質問にお答えします。

1つ目のデマンドバスについてにつきましては、平成28年第4回定例会において当時の堀田みつ子議員からのデマンドバス土・日運行についての御質問に対し、市地域公共交通会議で協議し、需要見込みや運行経費について検討するとの答弁をしたところであります。

その後、本年1月に開催いたしました市地域公共交通会議において、2つの理由によりデマンドバスの土・日運行を見送ることを報告し、承認を得ております。

その理由の一つは、デマンドバス運行事業者における運転手の確保が困難であること、もう一つは、養老鉄道再構築計画の実施により、市の公共交通に対する経費が増大したことに伴う本市の財政事情によるものであります。

次に、デマンドバスをより多くの方々に利用してもらうための方策として、市報かいつ、市ホームページ及び各種会合での広報PRを実施しております。

今後も、市地域公共交通会議での協議等を踏まえながら、デマンドバスのみならず公共交通全般の利用促進に努めてまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

2つ目の愛知県へのバスの乗り入れについてにつきましては、過去にも同様の御質問をお受けし、愛知県への乗り入れはしない旨、答弁させていただいております。こうした過去の答弁と現時点での基本的な考え方に変更はございません。

なお、本市では、市地域公共交通網形成計画に基づき、養老鉄道、市コミュニティバス、デマンドバス及び名阪近鉄バスを公共交通として位置づけており、その利用促進に取り組んでいるところでございます。

また、運行経費も多大であり、さらに運行に関する調整等が極めて煩雑であることから現時点での運行は考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

2点目の中小企業者や小規模事業者の事業承継と創業についての御質問にお答えします。

1つ目の中小企業者・小規模事業者の事業承継問題が本市に与える影響と本市の問題をサ

ポートするような取り組みができないかにつきましては、議員仰せのとおり、本市においても中小企業者・小規模事業者の経営者の高齢化が進んでおり、中小企業者・小規模事業者の事業承継問題が本市に与える影響は大きいと考えております。

国におきましては、今後10年間で事業承継支援の集中実施期間と位置づけ、事業承継・世代交代を契機として経営革新、事業転換などに挑戦する中小企業に対し、設備投資、販路拡大、既存事業の廃業などに必要な経費を支援する事業承継補助金を創設し、事業承継の支援をしております。

本市におきましても、中小企業者・小規模事業者の事業承継につきましては、商工会の経営指導員が一番身近な相談所として経営支援に特化しており、平成29年度には中小企業庁の事業承継補助金の申請を2企業、国の専門家を企業に派遣する小規模事業再生承継事業を2企業申請するなど、商工会の経営指導員が経営者からの相談に応じるとともに、その支援を行っております。

また、議員仰せのとおり、業績好調であるにもかかわらず、後継者不足のため廃業を余儀なくされている経営者の方についても何らかの手だてが必要ではないかと考えています。

ことし7月4日には、大垣ビジネスサポートセンターが開設されます。この大垣ビジネスサポートセンターは、企業の強みやよいところを発見して生かすことにより売り上げアップにつながる具体的なアイデアを提案し、結果にこだわるビジネスサポートセンターと聞いております。頑張っている中小企業経営者、個人事業者、起業、創業を考えている方、後継者不足のため廃業を余儀なくされている経営者の方についても、結果が出るまで何回でも無料で支援・相談ができると聞いております。

本市におきましても、大垣ビジネスサポートセンターによる中小企業者・小規模事業者の相談を促し、商工会を初め、金融機関、専門家団体と連携を図り、支援をしてまいりたいと考えております。

2つ目の創業支援の取り組み及び創業支援事業計画の最近3年間の年間目標数、実際に創業支援した件数や創業者の数につきましては、まず最近の3年間の件数といたしましては、平成27年度は、年間目標数は市と商工会を合わせて16件、実際に創業支援した件数は11件、創業者数はゼロでありました。平成28年度は、年間目標数は16件、実際に創業支援した件数は9件、創業者の件数は、これも残念ながらゼロでありました。平成29年度は、年間目標数は16件、実際に創業支援した件数は5件、創業者の数は4件となっております。

議員仰せのとおり、創業支援事業計画につきましては、産業競争力の強化を図ることを目的に、本巣市を加えた西美濃地域3市9町で組織する西美濃創生広域連携推進協議会において共同で策定し、国の認定を受けております。

本市の創業支援につきましては、商工観光課に商工会、大垣商工会議所、公益財団法人ソ

フトピアジャパン、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター及び地域金融機関などの関係機関と連携した窓口を設け、商工会とともに経営指導員が一番身近な相談所として経営支援に特化し、企業の創業支援を行うことはもとより、大垣ビジネスサポートセンターの情報提供も行い、活用を進めてまいります。

また、西美濃創生広域連携推進協議会においても、大垣商工会議所が実施しております創業支援事業計画の創業塾、女性創業塾など、スキルアップ等による創業支援に努めております。

今後とも、活気ある商店街・商業地づくりを目指し、商工団体と連携しながら後継者の育成、経営環境の改善等を図り、地域に根差した商業の振興を推進してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔3 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3 番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

まず、デマンドバスの土・日運行についてから再質問させていただきたいんですけれども、先ほどの御答弁の中で土・日運行ができない理由として、運転手の確保、そして財政事情とおっしゃいましたが、そうしましたら、デマンドバスの土・日運行をするには、ざっとでいいんですけど、どのくらいの予算が必要になるのか。それと、運転手がどのくらい必要になるのか、わかれば教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） デマンドの土・日運行、例えば土曜日のみで、今、オペレーターは月曜日から金曜日の勤務で、オペレーターは土・日はなしで、いわゆる事前予約のみの場合、2 台で半年で250万と、1 年で500万という試算でございます。

運転手の数については、ちょっと詳細は現時点ではわかりませんが、そういう今試算をしております。仮に土曜日のみをやった場合の試算をしております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3 番（松岡唯史君） ありがとうございます。

ちょっと話は変わるんですけれども、今、財源がというようなことをおっしゃったんですが、最近よくニュースとかで高齢者ドライバーの死亡事故というのが頻繁に取り上げられておりまして、あれを見るたびに、私は100%自己責任なんだろうかという、ちょっと疑問というか感じておりまして、よくそういった取り上げられ方として、コメンテーターの方が地

方ではやむを得ず車を利用されている方がいるというようなことをおっしゃるんですけれども、果たしてその地域、自治体が公共交通を整備していればそういった事故は防げたんじゃないかというような考え方からすると、100%自己責任なのかなあというふうな気がするんです。

で、財源がとおっしゃるんですけれども、大きく捉えれば命の問題にもかかわってくることでして、必要な経費ではないかというふうに私は考えております。

そういった点も踏まえまして、今、土曜日のみの運行というようなことをおっしゃったんですけれども、例えば土・日というふうが難しいということであれば、医師会病院は土曜日の午前は診察しておりますので、土曜日だけの運行というのも、とりあえずは考えていただけないんでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） このことは、いろんな総会、自治会の総会とか、いろんなところでお話が出ます。そのときにお話を申し上げているのは、まずは朝に集中するんですね、とりづらいた。ならば、例えばその使い方ですね、10時ごろ、あいているときに予約をしていただきたいということです。

同じように、例えば医師会病院で土曜日ということをやっていますけれども、ウイークデーに予約を変更していただくとか、ぜひ御協力をお願い申し上げたいと、このように思います。

今、運転手不足という、いろんなところで言われております。こういったこともございまして、人の命を預かる運転手さんということもありますので、誰でもが運転手になれ得るということではございません。したがいまして、できればその使い方を工夫していただきたいと思っております。

例えば、イベントなんかではあったほうがいいねというのはよくわかります。それは、また別に考えていきたいと思っております。

したがいまして、市民の皆さん方にぜひその使い方を考えていただきたいと、お願いを申し上げる次第であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 今、使い方ということをおっしゃいましたけれども、デマンドバスの問題点として、決まった方が利用されていて、なかなか多くの方に御利用いただけないとか、使いたくても使い方がよくわからんと言われる方がおりまして、そういったことを聞くんです。多くの方に御利用いただけないということに関しましては、運用とか対応の工夫で改善できる見込みがあるというふうに私は思うんですけれども、使い方がわからんという方につ

きましては、そもそも周知ができているんだろうかという疑問があります。

先ほども答弁の中でホームページに載せているというふうなことをおっしゃいましたが、そもそもどちらかというとデマンドバスを利用されるという方は、高齢者とか年配の方が多いと思うんです。ですから、ホームページに載せてあるからということではなくて、先ほども会合でとおっしゃいましたけれども、老人会とか自治会の集まりなんかで簡単な説明会とかを開いていただく、やっつけていただいているかもしれないですけども、より周知していただけないかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 松岡先生が市民の皆さん方からそういう声というのはどの程度聞いておられるんでしょうか、使い勝手が悪いというような。もし、お話があれば、そこへ担当者を伺わせて説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 今のは質問ですか。

○市長（松永清彦君） お願いです。

○3番（松岡唯史君） はい、わかりました。

そうしましたら、ちょっと話を変えさせていただきます。

愛知県へのバスの乗り入れについて質問いたしたいと思います。

今回の質問をするに当たりまして、私の自宅のある海津町福岡から名古屋駅までの経路別の所要時間と料金を調べてみました。そうしたところ、勝幡駅経由の場合、車を使ってですが、所要時間50分、料金は350円。駒野駅経由の場合ですと、これも車を使ってですが、所要時間が1時間6分、料金は900円。岐阜羽島駅経由の場合は、車を使わずに所要時間が1時間20分、料金は1,060円でした。私の自宅からは、時間、料金とも勝幡駅経由が最も安く、最も早いということが改めてわかるんですけども、私の自宅というのは海津町の北西の端に当たるものですから、私の自宅よりも南の方、あるいは東のほうの方というのは、さらに差が広がると思います。

また、名古屋市というのは海津市よりも東に位置しておりまして、東を目指すのに西の駒野駅とか石津駅に向かったり、北の岐阜羽島駅に向かうというのは感覚的に違和感を覚えます。

こうした時間的な要因とか地理的な要因から、名古屋駅へ早く便利に行ける公共交通をと多くの方が望まれているのだらうと思いますが、どのようにお考えになりますか。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今、松岡議員がおっしゃられるとおり、確かに勝幡や、私ど

もは南のほうですと弥富のほうが非常に便利がいいということは承知しております。ただし、やはり経費でございますが、経費を私どもも一応算出しております。これは、あくまで国の補助金をいただくための、いわゆる基準額でございますが、バスの運行は、キロ当たり358.54円でございます。単純に勝幡へ海津市役所から行きますと、勝幡までが12.8キロでございますして、それだけで4,588円かかります。こうした経費等々を勘案してまいります。確かにこれは1人で使った場合でございますので、10人で使えば10分の1で済みますし、20人で使えば20分の1ということになるわけでございますけれども、こうしたことも鑑みまして、現状は、市長が先ほど答弁をいたしましたとおり、この体系を維持させていただきながら、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

今回、公共交通機関について取り上げた理由は、もちろん市民の方からの御要望もあったわけですが、1つは、「交通権」という言葉がありますように、市民には自由に移動する権利があって、その権利を自治体は保障する責務があるのではないかと私は考えるからです。そういった意味におきまして、移動の制約を受ける、特に高齢者の方々に対する交通政策をどうしていくのかということに対しまして、損得のみにとらわれるのではなく、市民の方々の要求を実現しつつ、責任を持って取り組んでいただけたらと考えます。

もう一つ、愛知県へのバスの乗り入れに関して言いますと、繰り返しになりますけれども、通勤手段の確保による定住化、市内への移住化という効果が期待できると私は考えるからです。市民の方が便利になることは、住みやすくなることは、人口減少対策にプラスに働くと考えます。財源がないからではなく、人口減少をさせないためにどこに投資しなければならないかということも考える必要があると私は思います。

引き続きまして、事業承継に関しまして質問させていただきたいと思います。

今回、事業承継について取り上げた理由は、ここ数年、経営者が高齢化する中で後継者がなかなか見つからずに廃業してしまうという新聞の記事をよく目にし、5年後、10年後を考えた場合に本市の産業はどうなってしまうんだろうと思ったからです。

中小企業庁によりますと、現状を放置すると、中小企業廃業の急増によって日本国内では、10年間で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われる可能性があるとの指摘があります。そして、特に私が注目するのは、業績に問題のない中小企業が後継者が見つからないなどの理由でやむを得ず廃業してしまうケースがあるということで、本市の産業、税収、雇用面、そういったことを考えますと、企業を円満に事業承継することが非常に重要ではないかと思

います。しかし、中小企業庁によりますと、実際に事業承継の準備に着手している企業というのは、70代、80代の経営者ですら半数に満たないとのことで、事業承継の準備の重要性を十分に認識していない中小企業も多数いると考えられます。

また、海津市の商工会に相談に来て、先ほど御答弁にもありましたが、事業承継関連の補助金の申請をされたのは2件だということです。こうしたことから、事業承継に関する経営者の関心の低さとか準備不足が想像できますが、地域の活力低下などを考えますと、地域全体で気づきの機会を提供する必要があるのではないかと思います。

そこで、商工会、地元金融機関、あるいは士業など専門家とのネットワークを設けて経営者への働きかけを強化することはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（飯田 洋君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 松岡議員から承継問題について御提案がございまして、正直私が把握する限り、承継問題の御相談を受けたという記憶がないということで、我々としても、ちょっとそこら辺については考えが足らなかったなというのは思っておりますので、また検討したいと思っております。

そして、松岡議員が言われる、今の業績好調で、それで後継者不足で悩んでいる、これについては本当に課題だなあというふうには思っております。先進地事例がいろいろございます。コーディネーターというような方法もあると思いますが、市長の答弁でもお答えしましたように、7月4日に大垣ビジネスサポートセンター、通称「G a k i - B i z」というのが開設されますが、そちらのほうでぜひ扱ってもらえるように強く要望しておりますので、またよろしく願いいたします。以上です。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 松岡先生に少しお願いしたいことがあります。商工会の総会とか、あるいはそういうところに一度出ていただきたいと思います。海津市の商工会がどういう事業をしているのか、あそこの職員がどのような事業主との相談窓口を設けてやっているのか、ぜひぜひ一度見ていただきたい、お願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 市長からたびたびお願いをいただきまして、ありがとうございます。精いっぱい頑張りたいと思います。

それで、もう一つ事業承継に関連して、提案に近い形なんですけれども、質問したいと思います。

事業承継には、主に親族内承継というものと役員・従業員承継、そしてM&Aなどの社会への引き継ぎといった3つの類型に分かれるかと思います。

その中でM&Aなどの社会への引き継ぎというのは、親族とか社内に適任者がいなくても広く外部に求めることができ、後継者確保が困難な状況において、近年増加傾向にあるということです。

中小企業庁の事業承継の集中支援についての中でもM&Aの促進が記されておりまして、また岐阜市におきましては、事業承継サポート補助金としまして、専門事業者にM&Aによる事業承継の手続を委託する場合の経費の一部を助成する制度があります。補助額は、補助対象経費の2分の1以内として、上限50万で、補助件数は5件程度を見込んでおり、実際に申し込みがあったとも聞いております。

こうしたことから、事業承継を促進する上でM&Aというのは有力な手段になると私は考えており、岐阜市のようにお金の面でサポートできないか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 例えば、日本の中小企業のメッカである大田区、ここは非常に素晴らしい技術を持っている会社が多いわけでありますが、議員御指摘のとおり、なかなか事業承継ができないと。そこで、仲介に当たって、そしてそこをおっしゃったような形で会社を継続していくというようなことが行われております。そのことが、多分今おっしゃった岐阜市のことだろうと思っております。

そういったことも含めて、例えば私、これを見ておりますと、会社が使わなくなったら、すぐ次の会社が入っている。ですから、これは撤退したということがあるんでしょうけれども、それを事前にうまく引き継いでいくというような形のものがないかと。それは海津市と商工会と、もう一度議論をして進めていこうと思っております。多分商工会には相談員がおりまして、いろんなことを含めてお話をしていると思います。

それともう一つは、先ほど申し上げました、今度西濃で何でも相談してくれる、そういったところで相談しながら、そういったことが必要になれば考えていけたらいいなと、このように思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしましたら、続きまして創業についても再質問させていただきたいと思います。

そもそも日本の開業率というのは欧米諸国と比べると低くて、日本人は起業に対して消極的だと言われております。その上、大都市でもない海津市であえて起業、創業するという方は、本当に数えるぐらいではないか。先ほど御答弁にもありましたように、ここ3年間で4件のみということであります。ただし、インターネット環境とか物流環境がある程度整備されている現在、地方ならではのメリットというものもあるのではないかと私は考えます。

例えば、土地代、賃貸料といったコストが低く抑えられたり、海津市の農産物とコラボするとか、特産物を生かす方法もあるかもしれません。さらに、創業当初の資金調達に関する補助金とか、税金の免除といったお金の面で差をつけられるということも考えられます。実際に長野県長野市では、2年前から長野市移住者起業支援金というものをスタートさせています。このように起業家精神というか文化みたいなものは、どんな政策を打ち出せばいいかわかりませんが、環境づくりという点でいえば、幾つもアイデアが出せるんじゃないかと思います。

消極的だとはいえ創業希望者は見えるわけですから、そういった方にぜひ海津市でという施策が必要なのではないかと思います。

そこで、まずは本市のホームページの充実を図り、創業に関する支援施策の提供とか、本市ならではの創業に役立つ情報を提供することはできないでしょうか。

また、長野市のように移住者に限ってもいいかもしれませんが、起業支援金の創設を考えていただけないでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 松岡先生、「トリセツ」という海津市が発行しておる本をごらんいただいたことがございますでしょうか。

先ほど申し上げた数字は、商工会が関与して開業された件数を御報告申し上げております。それ以外に開業された方はたくさんあるわけでありまして、そのみというわけではございません。例えば、柿酢を6次産業化でやろうという伊藤さん、あるいは農業をやろうとして名古屋から帰ってきた御夫婦、あるいは御夫婦が自転車で海津市をサイクリングしていて、ここはとてもいいねということで中古のおうちをリフォームされて、スモールオフィスを作りながら引っ越してこられて事業をやっておられるという方がございます。

したがって、先ほど申し上げましたのは、公が関与した、説明してオープンされたということでもあります。

そういったこと以外に、今御提言いただいたことも視野に入れながら、いろいろと企業さんとも相談申し上げながら元気な海津市をつくっていければよいと思っていますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

最後になりますが、人口減少とあわせまして、この事業承継とか創業の問題というのは非常に重要だと思います。半分の企業がなくなって、毎年、公ということではありますが、数件しか創業しないということになりますと、本当にこれからの本市の産業はどうなってしまう

んだらうかと不安になります。そういう意味からも、ぜひ先ほど御答弁がありましたように本市全体で、あるいは県とか商工会などと一緒にって取り組んでいく課題として、いろんな支援策を前向きに御検討いただきますようお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで松岡唯史君の一般質問を終わります。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（飯田 洋君） 続いて、12番 川瀬厚美君の質問を許可します。

12番 川瀬厚美君。

〔12番 川瀬厚美君 質問席へ〕

○12番（川瀬厚美君） 議長の許可を得ましたので、2点の質問をしたいと思います。

1点目、要旨、さらに健康意欲を高め、医療費抑制を、質問相手は市長。

要旨2. ふえる耕作放棄地、転用は不可か、質問相手は市長。

質問内容に入ります。

1. 健康でありたいの思いは万人の願い。反面、高齢化社会に入り医療費は増加の一途をたどり、2018年1月10日現在で医療費の全国トータルは、42.3兆円と過去最高を更新、12年連続で更新し続けているそうです。都道府県ランキングで岐阜県は31位、1人当たりの医療費は32万8,000円で、今後も増加することが見込まれます。

国・地方とも医療費抑制は重要課題であり、当市においても担当課は、検診の呼びかけ、食生活改善、健康教室の開催等々、あらゆる施策を講じ尽力されていることは十分承知をしております。

市民の中には、健康でありたいの思いから、朝・タウオーキングを楽しむ方をよく見かけます。

テレビでも放映されたそうですが、横浜市では「よこはまウォーキングポイント」を平成26年11月からスタート、今では30万人の方が参加され、9割の方が健康を実感されているそうです。対象者は18歳以上で、歩いた歩数でポイントがたまり、抽せんでプレゼントが当たります。

ことし4月からはスマートフォンにアプリの配信を開始し、コースの紹介、散歩中の写真等情報が交換でき、みんなとつながりながらウォーキングを楽しむことになっています。

万歩計は〇社製であり、協力店を募集、歩数計リーダーと呼ばれるものを設置。万歩計を乗せるとサーバーに転送され、ポイントが記録されていく仕組みです。横浜市と〇社と開発されたシステムだと思います。

当市は四季折々の景色が楽しめる、絶好のウォーキングが楽しめる環境にあります。さら

なる健康意欲を高め、医療費抑制を図るため、当市も検討してはいかがでしょうか。

質問２．土地を有効に使う、効率よく使う、言葉としては誰もが知り、誰もが思うことでありますが、実際は、長年のなれ、建前、規則等で改善されないことが多々あるのではないのでしょうか。

今や人口減少や高齢化等による耕作放棄地は、年々増加の一途をたどる。平成29年第1回定例会において一般質問の中で、毎年1万平米強が耕作放棄地となっていくと述べました。現在の耕作放棄地は、そこには書いてありませんけれども、海津町で20筆、9,000平米、平田町で26筆、2万1,000平米、南濃町では実に419筆、24万3,000平米あり、放置すれば大きな損失、市として今後どのようにして利用促進を図り、市の力とされるのか。

現状は、高齢化が進み、耕作放棄地は拡大していくものと思われます。農地の維持の重要性は十分理解しております。食料自給率を上げようと叫ばれながら、もう何年になるのでしょうか。依然39%のままであります。

市内の農地は、耕作放棄地を含め農業振興地域の指定がされ転用ができない。大きな矛盾を感じます。市として今後どのように有効利用を考えてみえるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の1点目のさらに健康意欲を高め、医療費抑制をの御質問にお答えします。

本市の医療費の状況ですが、国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費を見ますと、直近5年間では、平成24年度から平成27年度は増加を続け、平成28年度には若干減少しております。しかしながら、本市におきましても、医療費の抑制は重要課題となっております。

このような中、検診の呼びかけ、食生活改善、健康教室の実施など積極的に実施していることにつきまして議員に御理解いただいていることに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

議員仰せのとおり、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分でつくるという意識を持つことは非常に大切なことであると考えております。健康づくりに欠かせないものとして栄養、運動、休養がございますが、運動の中でもウォーキングは、障がいが生じるリスクも少なく、老若男女問わずに行え、継続して取り組みやすい運動の一つです。

そして、ウォーキングには生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防、骨粗鬆症、筋力低下といった老化予防、認知症や鬱病などメンタルヘルス分野での効果もあり、健康寿命の延伸にもつながると言われております。

本市では、そのウォーキングの効果を市民の皆さんに広めるべく、きらめきウォーキング事業を毎月1回開催し、中では出張版と称して木曽三川公園や月見の森のあじさいの小径、桜の名所めぐりの企画など、季節に応じたウォーキングを実施し、市民の皆さんの運動のきっかけづくりとしているところであります。

さて、議員提案の健康意識を高めるためのウォーキングポイントのシステムの導入についてですが、横浜市が始めたシステムは、横浜市と大手企業数社が共同事業で始めたもので、多くの皆さんが参加されているようですが、アプリの開発、歩数計の無料配布、協力店舗への端末設置など、多額の経費を要しております。大変興味深い事業であると思いますが、経費の面だけでも、現時点で本市がこの方法を取り入れることは非常に難しいと考えております。

しかしながら、今年度より県の事業として健康意識を高めることを目的に、清流の国ぎふ健康ポイント事業が始まります。この事業は、市が設定した健康づくりメニューを実践した方に健康ポイントがたまり、景品の抽せん申し込みや、交付されたミナモ健康カードにより協力店で特典を受けることができる事業であります。これは、平成29年第3回定例会等において浅井議員から御提案をいただきました健康マイレージ事業に近いものであると思いますが、現在、県の説明会に参加するなど、詳細について打ち合わせの中で、本市におきましても、この県の事業に参画し、運動習慣づくりや健診の受診、健康イベントへの参加、例えばきらめきウォーキングへの参加も可能かと思いますが、幅広い健康づくりメニューの設定により、一人でも多く積極的に取り組んでいただける内容になるよう検討していきたいと考えております。

横浜市のようなスマートフォンアプリを使ったものではありませんが、県下一斉の事業でもあり、市民の皆様は今まで以上に健康づくりに関心を持っていただけるのではないかと考えております。

本市では、第2次総合計画の基本目標の一つで「だれもが健康で笑顔あふれるまちづくり」を掲げ、全ての市民が健康で安心して笑顔で暮らせるように、お互いに思い合い、支え合う医療や保健・福祉の充実を推進しております。

また、本年3月に「第2次かいつ健康づくりプラン」を策定し、「自分でつくる みんなで支える 健康づくり 健康で笑顔あふれるまち 海津」を基本理念に、医療費抑制はもとより、健康寿命のさらなる延伸に向け、さまざまな施策を推進してまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2点目のふえる耕作放棄地、転用は不可かについての御質問にお答えします。

耕作放棄地につきましては、本市のみならず全国的な課題であり、発生原因は、農業従事者の主力を担ってきた世代が高齢化し、農業後継者や担い手不足による規模縮小や離農化が

進んだことが主な要因と考えております。

本市の平成29年度における耕作放棄地は27.3ヘクタールで、前年度の26.1ヘクタールに比べ1.2ヘクタールの増であり、このうち南濃地区の中山間地域が24.3ヘクタールと、全体の89%を占めているのが現状です。

当地域の耕作放棄地に至った背景には、農地を借り受ける担い手が減少している状況下のもとで、圃場の未整備による土地条件、農産物価格の低迷、加えて丹精込めて育てた農産物が収穫時期に有害鳥獣による被害を受け、意欲低下も耕作放棄が増加の要因であると推測しております。

議員仰せのとおり、耕作放棄地をこのまま放置すれば、営農環境だけでなく、生活環境及び景観の悪化も懸念されます。

そのため、本市では、農業振興地域整備計画を定期的に見直すとともに、農地法の適正かつ厳格な運用の徹底を図り、優良農地の保全を図るとともに、遊休農地の再生及び活用に努め、特に南濃地区の中山間地域における耕作放棄地の発生防止対策を講じているところであります。

耕作放棄地を市として今後どのように利用促進、有効利用を考えているかにつきましては、国の農地利用最適化交付金を活用し、平成29年7月より農業委員の活動として、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた農地パトロールを原則月2回実施するとともに、毎年実施する農地の利用状況、意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構、西美濃農業協同組合と連携し、耕作放棄地になる前に担い手に集積できるよう農地所有者に対しての事前指導に努めております。

さらに、今後は、農業法人を初め、新規就農者や参入企業など多様な担い手を対象に、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進を図ってまいります。

なお、耕作条件が不利な中山間地域では、集落協定及び個別協定に基づき、15集落において中山間地域等直接支払事業交付金を活用した耕作放棄地の発生防止に取り組んでおります。

山裾の農地対策では、老朽化した農道、農業用水、パイプラインなど農業生産基盤の整備については、管理する土地改良団体や生産者からの要望を精査し、県単独事業等を活用して実施していますが、今後も計画的に整備してまいりたいと考えています。

また、農作物への有害鳥獣被害が多い南濃地区の中山間地域では、平成23年度に海津市有害鳥獣被害防止対策協議会を設置し、平成29年度までに山裾にイノシシ、鹿、猿の防護柵を9地区で施工延長約14.7キロメートル、大型の囲いわなを3地区で8基整備して被害対策を実施していますが、耕作放棄地発生防止として継続し、努めてまいります。

なお、現在、南濃みかん生産者を対象に、生産者が直面している農業後継者や担い手不足などの課題、あるいは有害鳥獣被害や生産基盤の整備要望を把握することを目的として意向

調査を実施しておりますので、集計・分析の結果を踏まえて今後の事業、施策に反映してまいりたいと考えています。

次に、耕作放棄地の農地転用は不可かにつきましては、平成21年度に農地法等の一部を改正する法律が施行され、特に農用地区域からの除外、農地転用の厳格化が図られ、農業振興地域の農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第10条に規定される要件を満たさないこととなった場合に限り除外ができるものであり、耕作放棄地の解消を目的とした除外・農地転用は困難でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔12番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 1点目のさらに健康意欲を高め、医療費抑制をということですが、もちろん、大事なことは、より市民の方、多くを対象にすること、そしてまちを挙げて取り組むことということが大事だと思います。

横浜市では、市長さんがこうして市報、平成30年、これは5月号なんですけれども、ウォーキングをして健康づくりをしようと、これは市長さんが言葉を載せてPRをしてみえまして、今まで担当課の方々がしっかりいろんな面で取り組んでいただいておりますけれども、市として医療費の抑制を図るんだよという姿勢を先頭を切って市長さんがやっていただけたら、より効果的になるんじゃないかなと。

先ほど言われましたように、きらめきウォーキングとか、いろいろなことをやっておりますけれども、担当課がやっておるということは市民の方は承知されておりますけれども、やっぱり市長さんがやるんだよと、こういうふうだよというふうに言動していただくと、さらに市民の方々は、ああ、そうなんかと、今まで健康を思いながらもなかなかよう行動に移せなんだ。しかし、じゃあこの際、一回やろうかと、取り組むかと、こういうことにつながっていくかなと、そういうふうに思います。

それと、医療費は大変増加の一途でありますから、その医療費の経緯、そのぐらい高齢化社会に入り、医療費はこのぐらい増加しておる、だから皆さん、健康でいてくださいということの意味で、そういった数字も大きく出してもらったらどうかなと思います。

それから、さらに市民の方々の意識を高めるために、先ほど申しましたように市全体が取り組む。その一部に、私はどんな小さい会議、大きい会議、人が寄ったときには、海津市3分間運動なるものをつくって、実施してから始める、そうやって意識を高める、そういう取り組みもあってもいいかなと思います。それによって市が一つになる、そういう何か市と一

体となるものがあったてもいいかなと思いますので、そういったことを御検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私、川瀬先生からこの御質問をいただいたときに、海津市でどういう現状かと。例えば南濃町の歩け歩け大会とか、あるいは治水神社の240人歩くとか、あるいは平田で桜ウォークとか、それからふだんから歩いている皆さん方、そういった方々が積極的に海津市では歩いていただいておりますということでありがたいことかなあと、このように思っております。

この30万人の横浜市の方々は、比率でいきますと10%弱ぐらい、海津はもっと歩いておられるんじゃないかと、このように思っております。それに甘えるのではなくて、今、御指摘をいただいたように積極的にウォーキングは勧めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、今、御提言いただきました、何か始める前に3分間運動、これはなかなかいい御提案だと思っております。今、食生活改善協議会で実際にサービスを提供する前に、1時間ぐらい運動してから始めるという話を聞いております。

したがいまして、いろんなところでこの運動を展開していけたらよいと思いますので、川瀬先生の御指導をありがたく存じます。

〔12番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 今後、当市におきましても、県のそういう健康事業に参加していくということをお聞きしまして大変うれしく思っておるんですけども、やっぱり人は何かプレゼントがあるといえ、さらに意欲が高まります。当然、横浜市さんのほうもそうですし、県のほうもポイントがつくということですけども、海津市の場合はいろんな産物がありますし、またお店屋さんのPRの何か商品が出てもいい。また、温泉も2つありますので、温泉券の割引券なり何なりがポイントによってプレゼントがされると、そういうプレゼントに事欠かないというふうに思いますので、ぜひいろんな面で意欲を高めるように取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、耕作放棄地のほうですけども、先ほど申しましたように、実際、南濃町はほとんどふえていくという現状であります、全国的ではある。しかし、市として、私はいろんな面で景観も資源ということを申し上げてきました。そして、発生防止パトロールに努めているという言葉が先ほど市長さんの答弁にもありましたけれども、ただ、パトロールをして発生防止につなげるとかということは抜本的な解決になっていないというふうに思います。

ですから、農業振興地域の網がかぶって手がつけられないということでもありますけれども、

それが本当に不可能なのかどうかと。不可能では、私はないと思います。先ほど農振法第10条の要件を満たさないとした場合、市町村の判断に委ねられると、当然ありますけれども、農地転用を目的とする場合、その3番には、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生じないか、生じなければ転用ができるということがありますけれども、実際は、もう安定的な農業経営ができていない。そのできていない部分がさらに進むという現状において、市としてどのように捉えていくか、そしてそれを有効利用につなげていくかということを申し上げたい。

現状において安定的な供給ができていない。今やっている方々が、今、私たちはやっているけれども、五、六年もしたら、もっともっとふえていくばっかだよと言ってみえる。しかし、その現状において、ただ発生防止のパトロールをしている、努めているというだけではなくて、私はこの際、やっぱりある程度見直し、この部分は農業でいくんだよ、この部分は工場なり住宅開発なり、そういう土地利用計画を立てて進めるべきではないかというふうに思います。

市長さんも御存じだと思いますけれども、基盤整備、耕地整理をやれば、その一部分が工業団地として、工業用地として確保できると、今はそういうふうになっておりますけれども、そういうことを御存じで、そしてそういう計画はあるのかなのか、ちょっとその点もお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 川瀬議員の質問の中で農地転用の3番目の話でございますが、そのみをクリアすればいいということではなくて、1点目にありますように、必要性とか緊急性とか、あと代替性とかという、こういうものについて全ての要件を満たす場合ということでございますので、これのみの農振除外、農地転用ということはちょっとないということとお願いしたいと思います。

そして、川瀬議員が言われたのは土地改良法に基づく創設換地ということであるかなというふうに推察しますが、これにつきましては土地改良法に基づいて、くちやくちやの、要は海津・平田に見受けられる、そういう区画整理が終わった後ではなく、その前の段階において土地改良で圃場整備をするときにおいてそういう手法がとれるということでございますので、今のところ海津市内では該当するところはないというふうに認識をしております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） その耕地整理、区画整理をやって、その一部が工業用地、また住宅地

にも転用ができるということを聞いております。その制度、西濃地区でも2つの町が利用されて進められておるといふに聞いております。そのパーセントは、10町歩あると、その3割、20町歩のその3割、それが工業用地に一応確保できる、そのパーセントはそういうふうに聞いております。そして、それは先ほど部長さんがそういう該当するところはないと言われたんですけども、畑にもそれが適用される。そして、それには地元で農業法人をつくらせたりとか、担い手だとか、当然そういう受け皿は必要ですけども、畑にも適用される。それは住宅地にも確保できるよと、こんなことを聞いておりますので、そういうことを再度確認していただきたいと思います。

ですから、この高須輪中の中はそういう必要は全くありませんけれども、今後、南濃町の山裾においてどんどんふえる中、私はいろんな面からそういった開発もできたらいいなあと考えています。工業団地においては何町歩というところではなくても、現実的に2車線の道路に面したところが、その一角は全く農業がされていないということもありますから、やっぱりそういうところも目を向けられて、そして工業団地、または住宅地と、そういうことも可能ではないかなと。中小企業で3反、5反、それでもいいよという企業があるかもしれません。やっぱりそういうことも行政として目を向けて取り組んでいただきたいなと考えております。

ですから、現状はどんどんふえていくばかりですから、いろんな角度から、本当に不可能なのかということを私は思いますので、よろしくお願いします。

○議長（飯田 洋君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 済みません、私の言い方がちょっと間違っておったかもしれませんが、今現在の計画はということでの質問でしたので、計画はないということで、ないと言っているのではないということだけ、よろしくお願いします。

〔12番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 了解しました。ですから、水田にかかわらず畑もそういう対象であるということを私は聞いておりますので、その点も県のほうに再度確認していただいて、今後、海津市の発展にお願いしたいと、そのように思っております。

今、2点、健康意欲を高めるための医療費抑制、それからふえる耕作放棄地、転用は本当にできないのかということを中心に私は進めたいと思いますので、市の発展、そして市民の皆さんの幸せを願いつつ、きょうは質問を終わります。以上です。

○議長（飯田 洋君） これで川瀬厚美君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

（午前10時47分）

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 05 分）

◇ 浅 井 まゆみ 君

○議長（飯田 洋君） 5 番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

5 番 浅井まゆみ君。

〔5 番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○5 番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、今回も 2 点について質問させていただきます。

1 点目、空き家対策について、2 点目、フレイル予防対策について、市長にお伺いいたします。

1 点目の空き家対策についてお願いいたします。

公明党は、全国約3,000名の所属議員がそれぞれの地域で介護、子育て、中小企業の事業継承、そして防災・減災の4テーマのアンケート調査、100万人訪問対話運動を行っております。

その中で、テーマや、それ以外の日常のことなど、さまざまな草の根の声を聞き、問題解決へと結びつけております。

特に防災については比較的災害の少ない本市ですが、その中でも多いのが空き家対策関係のお訴えです。

人が住まなくなった家は、年月がたてば柱などが腐り、倒壊の危険度が増す上、強風が吹けば、壊れた戸や屋根などが近隣に飛ぶ可能性があります。ごみの不法投棄や、放火を含め火災発生の懸念もあります。子どものたまり場やホームレスの出入りなど、犯罪の温床にもなりかねません。空き家の増加は、景観上の問題だけでなく、犯罪や放火の要因になることから、住民は日々不安を抱きながら生活をしております。

今回、アンケート調査をする中で、そういった放火などを心配される声を多く聞きました。また、空き家バンクの創設の要望も多くありました。

さて、平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、固定資産税の税情報が活用可能となり、その実把握が求められ、空き家等対策計画の策定も447の自治体が昨年10月1日時点で行っており、本市においても、昨年12月に条例制定、本年3月に計画が策定されたところであります。

実態調査では、市の空き家棟数は488棟、地域別では、南濃地域が283棟で半数以上を占め、そのうち石津小学校区が151棟と、約3分の1を占めております。

また、危険家屋と言われる特定家屋は、市内に約20棟あるということなので適切な早い対策が望まれるところです。

そこで、お尋ねいたします。

空き家バンクの創設はされるのか、市長にお伺いいたします。

2点目、フレイル予防対策について伺います。

アンケート調査の介護については、介護予防がいかに大切であるかが浮き彫りになりました。

そこで、今回はフレイル予防対策について提案したいと思います。

超高齢社会を迎え、今、健康寿命を延伸するためのフレイル予防対策が重要な関心事となっています。フレイルという言葉は初めて聞かれる方も多いかと思いますが、日本老年医学会が提唱している概念で、海外の老年医学の分野で使用されているフレイルティーに対する日本語訳です。

フレイルとは、平成26年から日本老年医学会が提唱している高齢者の健康状態に関する概念であり、加齢により心身の機能が衰えてはいるが、適切に支援をすれば再び健康を取り戻すことができる状態をいいます。同学会の提唱を契機として、国がその予防対策について検討を進めております。

また、フレイルとは、加齢とともに運動機能や認知機能等の低下が見られる健康と要介護の中間的な状態であって、身体的・社会的・精神的な要素が相互に影響し合って進行するものと考えられています。

詳しく申し上げますと、身体的フレイルとは、低栄養、筋力の低下など、社会的なフレイルは、閉じこもり、孤食など、精神的なフレイルとは、認知機能、意欲、判断力の低下などですが、運動により筋力をつける、食生活の改善によりバランスのとれた食事をする、外出を支援するなど、適切に介入、支援すれば健常な状態に戻れる可能性がある状態のことをいいます。

そして、フレイルは行政的な定義はまだ定まっていないようですが、健康寿命延伸のキーワードとなり得るのではないかと注目されています。一生の中でできるだけ長く元気に過ごしたいという健康寿命延伸は、全ての人が望むことです。そのために、要介護になる手前の段階、まだ回復できる状態であるフレイルの予防対策のあり方を明確にしていく意義は大きいのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

フレイルの認知度は低く、高齢期にある市民の皆様にフレイル予防をいかに大切かということに早く気づいていただき、適切に対応していただくために、市の認識、また今後の方向性などお聞かせください。

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の空き家対策の御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、管理が不十分な空き家は、倒壊による生命・財産に及ぶ危険性、ごみの不法投棄や悪臭など生活環境に支障を来すとされ、全国的にも問題視されているところがあります。

全国の住宅事情は、総住宅戸数が総世帯数を上回り、全国的な少子・高齢化の進行や生活の多様化など核家族化が進行し、さらには新築志向がふえる中、中古住宅が増加する傾向にあります。

このようなことから、空き家の増加は余儀なくされ、また市民の生活環境の悪化など懸念されることから、本市においては、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現のため、海津市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、本年3月には空き家等に関する施策を総合的に推進するため、空き家等対策計画を策定しました。そして、対策の一つは、空き家等の流動性の確保として空き家バンクの活用を掲げております。

空き家バンクの創設につきましては、市内の空き家の流通促進を図るため、全国的にも進められております施策であります。本市におきましても、空き家所有者の意向調査の実施や、掲載のための条件などを検討し、国が推奨する全国版空き家バンクサイトへの掲載に向け、今年度中の創設をめどに準備を進めてまいりたいと考えています。

また、多くの空き家は、所有者等が適正に管理していただいておりますが、一部の管理不全な空き家につきましては、引き続き所有者等の責務として適正な管理をしていただくよう啓発してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

2点目のフレイル予防対策についての御質問にお答えします。

本市の高齢化率は、本年6月1日現在、31.5%となっております。議員仰せのとおり、本市においても超高齢社会を迎え、「だれもが健康で笑顔あふれるまちづくり」を目指し、健康寿命を延伸するために介護予防・フレイル予防対策は、重要な施策の一つであると考えております。

介護保険制度により当市は、平成26年度まで元気な高齢者が対象の1次予防事業として、加齢により心身の機能が衰え、虚弱な状態のフレイル対象者の2次予防事業を実施してきました。2次予防事業は、基本チェックリストを郵送し、運動機能、口腔ケア、栄養及び認知、鬱、閉じこもりに該当するフレイル対象者を把握し、勧奨して、運動機能向上教室、栄養改善教室等を実施してきましたが、平成26年に厚生労働省は、2次予防事業を原則廃止し、あ

わせて本市も当事業を終了しました。

その後、フレイル予防対策のより効果的な事業展開のため、平成27年度の介護保険制度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、フレイル対象者だけでなく、要支援者や元気な高齢者とともに、ポピュレーションアプローチとして一般介護予防事業を実施することとしました。これにより、受講者の状態に合わせた運動教室「コグニサイズ」や、地域の公民館や集会所に出向いて認知症予防、運動、栄養、口腔ケアの出前講座を実施しております。

認知症予防のための運動プログラムである「コグニサイズ」は、運動を身近に感じてもらい、継続することで心身機能の維持向上を目指しており、日常的に行える簡単な運動を週1回の10回コースで行っています。教室終了後はサークル活動として自主運営され、現在、市内8カ所で介護予防サークルが立ち上がっています。

さらに、身近なところで実施できるよう、地域の運動指導ボランティアの育成として平成29年度より市事業として、元気な高齢者を対象に「介護予防リーダー養成講座」を開始しました。第1期生17名のリーダーが誕生し、現在、高齢者サロンや老人クラブで地域の応援隊として介護予防活動をしていただいております。今年度も第2期生の養成講座を開始しています。

介護予防リーダーの役割は、安全と運動・健康に関する知識を深めてもらい、市からの依頼や、みずからの地域サロンでの運動指導を行うことです。介護予防リーダーが中心となりフレイル予防事業を行うことで、市民へのフレイル予防に向けた運動や認知症予防などの活動への参加促進など、行動変容を促すきっかけづくりをしています。

フレイル対象者や地域の高齢者が身近なところで顔見知りと一緒に楽しく頭を使い、会話を楽しみ体を動かすことで介護予防・フレイル予防を推進するとともに、介護予防リーダー自身も社会参加、地域貢献ができ、フレイル予防の担い手として、参加する皆様の運動機能の改善や健康寿命の延伸にも効果的と言えます。

さらに、今後は、専門職による指導はもとより、地域をよく知る住民同士が理解し合い、相互支援による介護予防・フレイル予防の基盤づくり、社会全体で地域の支え合い、助け合いの地域づくりができるよう、地域包括ケアシステムの構築の一つとして進めてまいりたいと考えています。

また、厚生労働省は、今年度、フレイル予防対策の全国的横展開を含む保健事業のガイドラインを示し、本格的に取り組むとしていますので、本市としましても、今後、さらに効果的なフレイル予防対策に積極的に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

空き家対策については平成27年の3月議会でも一般質問をさせていただいておりますが、そのときに条例制定と空き家バンクについても要望させていただきまして、空き家協議会などの提案もさせていただき、昨年に立ち上がって、今、検討段階に入っているところでございます。

そのときの答弁で空き家は1,230戸と言われましたが、今回の実態調査で488棟ということですが、3分の1に減った理由はどういうことでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

住宅・土地統計調査とは、総務省が住宅とそこに居住する世帯の居住状況の実態を把握するため行うものでございまして、1,230戸は総務省が公表している数値でございます。それを回答させていただきました。この数値は、新築、中古を問わず、賃貸及び売却のために空き家になっている住宅も含めている数値でございます。

一方、空き家等対策計画で対象とする空き家488戸は、その居住のその他使用がなされていない状態、おおむね1年でございますが、その空き家を対象として現地調査をして数えたものでございまして、対象自体が異なるということで差異があると思われれます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

その488棟の中に、既に業者が入りまして売り家として売り出されている空き家も入っているということでよろしいでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

売り家になっている空き家は入っておりません。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

じゃあ、次に特定空き家について伺いますが、特定空き家が20棟前後あるということですが、今、認定をしたということなんですが、まだこれから立入調査とか、所有者に対して通

知をしていくとか、助言をしていくということになるということによろしいでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

特定空き家等の認定につきましては、対象家屋等が周辺にもたらす危険度や影響度などが個別に異なっております。その状態など、現地の実態調査が必要となります。現時点での海津市での認定はございませんが、所有者みずからが適正に管理していただくための通知や、今後、周辺にもたらす悪影響を判断いたしまして、随時進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） そうしますと、特定空き家は固定資産税等の特例というのが、6 分の 1 とか 3 分の 1 とかという減額がなくなりますが、そういったことをきちんと通知をしていくよう前回の質問でもお願いしたんですけれども、それはまだこれからということによろしいでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

特定空き家がまだ認定しておりませんので、まだということでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） それでは、混乱のないよう、よろしくその辺もお願いいたします。

空き家バンクについてですが、先ほど答弁で全国空き家バンクサイトに登録していくとありましたが、全国空き家バンクというのはどういうものなのか、教えてください。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、先行する自治体では、それぞれで空き家バンクを運用していました。しかし、検索するには、その自治体のサイトにアクセスしなければなりません。その上、各自治体で情報項目が異なっており、わかりづらいという指摘もありました。

そこで、平成29年、国土交通省が開示情報の標準化を図り、各地の空き家情報を集約し、どこでも、誰でも簡単に検索できるようにしたものが全国版空き家バンクでございます。

現在の全国版空き家バンクは、国土交通省が公募し、選定した2業者が運用しています。そこに各自治体が現地の空き家情報を利活用者に紹介する制度です。平成30年3月末時点で492の自治体が掲載しております。これは全国の約3割に当たる数値でございます。国土交

通省によりますと、移住したい、田舎暮らしがしたいなど、消費者のニーズが多様化する中、全国版空き家バンクを通じた空き家等のマッチングを図り、地域活性化も実現したいとのことでございます。

海津市も全国版空き家バンクに掲載する方向で準備をしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） それでは、全国の空き家バンクに登録していくということは、全国からその情報が見られて、例えば定住促進につながるということと考えてよろしいですね。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

そのようになると思います。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） 空き家バンクというのは既に県内では26市町村が制定しておりますけれども、その中で空き家バンクのリフォームに対する助成金だとか、特定空き家の除去に対する補助などをやっているところがあるんですが、今後、そういった助成制度は設けていくことは考えてみえますでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

現在、空き家等を有効に活用できますように、昭和56年5月31日以前着工の建築物に対しまして、木造住宅耐震診断事業や木造住宅耐震補強工事補助事業、建築物耐震診断補助事業がございまして、

今後、空き家バンクの掲載可能な物件数や他市町の状況を参考に、必要な財源などを考慮して総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） 財源も必要となることですので厳しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

全ての親族が相続を放棄して空き家の所有者が宙に浮いている、事実上の所有者が存在しない空き家、そうした個人の住宅が相続をきっかけに放置され、空き家となる数が急増しております。特定空き家となる前に、こういった空き家バンクに登録していただいて活用していただければというふうに思います。

こういった大垣で住宅供給公社の相談窓口、空き家・すまい総合相談室というのもございますので、しっかりPRしていただきたいと思っております。

前回、市長は、答弁の中で可能なものは売り家、貸し家など利活用につなげるのが最善と考え、それが定住促進や人口増加対策につながるものと思っておりますと言われております。少しでも早い段階で空き家バンク制度を立ち上げていただきまして、市長の言われるように定住促進や人口増加につなげていただけるようお願い申し上げまして、この質問は終わります。

次に、フレイル対策についてですが、介護予防についてはしっかり取り組んでいただいていることは認識しております。ありがとうございます。

先ほど御紹介いたしましたフレイルの進行の身体的・社会的・精神的3要素には、口腔能の低下というプロセスが深くかかわっています。口にはおいしく食べるという機能があり、高齢期になり、これが低下すると、食べ物をこぼしたり、うまくかめなかったり、飲み込めなかったり、食欲低下や偏食を起し、ひいては低栄養、筋肉量の低下など、口腔機能の低下、いわゆるオーラルフレイルは、身体的フレイルの引き金になる可能性があります。

また、口は、楽しく会話をする、豊かな表情をつくるという人間関係のベースとなる機能があり、これが低下すると人と会うのがおっくうとなり、閉じこもりがちになって、やがて社会的フレイル、精神的フレイルに進行していく可能性があります。このような口腔のほんのささいな低下に気づき、早期に対応することがフレイル予防となります。

フレイル予防対策を考える場合、口腔機能をいかに維持、回復させるかが一つの重要なテーマになると考えますが、歯科口腔保健の側面からフレイルの予防対策をどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○議長（飯田 洋君） 高齢介護課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（寺村恵美子君） 浅井議員さんがおっしゃられましたように、口腔ケアにつきましては、フレイル予防に大変重要だと思っております。

今、高齢介護課では、出前講座ということで介護予防教室をやっておるんですが、そこで口腔ケアにつきましては、歯科衛生士を派遣しまして介護予防教室を実施しております。実際にお口のチェックをしたりとか、また誤嚥性肺炎を予防するためとか、また唾液や嚥下の部分の体操をしたりということで皆さんに受講していただき、口腔ケアもフレイル予防についても周知、啓発をしているところです。

平成29年度につきましては、5会場で88名の方が高齢者サロン、もしくは老人クラブのほうで受講をされているような現状となっております。

今後でもですが、やはりフレイル予防として口腔ケアにつきましては、歯の本数が多いほど

健康寿命が長いというデータや、また認知症のリスクが低下するというような、また誤嚥性肺炎を予防するというような、口腔ケアもフレイル予防についても大変重要と思っておりますので、引き続き周知・啓発をして、より多くの方に介護予防教室に参加していただくように努めてまいりたいと思います。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

フレイル予防の第一歩は、自分がフレイル状態ではないかと早く気づいていただくことかと思えます。

神奈川県茅ヶ崎市では、2015年からフレイルチェック事業を開始しておりまして、養成研修を受けた市民ボランティアのフレイルサポーターが主体となって地域サロンでフレイルチェックを実施し、定期的なフォローアップや、一人ひとりに合った、日常生活で継続的にできるフレイル対策の推進等を行っているようでございます。

他の自治体でもさまざまな形のフレイルチェック事業が展開されているようですが、現在、海津市では介護予防リーダー養成講座を行っていただいておりますが、7名のリーダーの方も活動されているということですので、その中でフレイル予防もあわせてやってもらうということ、先ほどの答弁でそう言われましたが、このフレイルサポーター養成講座というのも同時に行っていただくといいかと思いますが、その中でもフレイルチェック事業も行っていたきまして、もう一步踏み込んだフレイル予防を行っていただくといいと思いますので、どうでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 市で行っております、先ほど浅井議員さんがおっしゃられました介護予防リーダー養成講座でございますが、こちらのほうの介護予防リーダーは、先ほど御紹介いただきました茅ヶ崎市のフレイルサポーターに近いものであるかなあというふうに思っておりますけれども、茅ヶ崎市を初めとしましてフレイル予防に特化した事業の市町も研究させていただきまして、介護予防リーダー養成講座のほうに取り込みながら、もうちょっとフレイルに特化したといいますか、そういった事業も進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、フレイル対策を市民の方にしっかりとPRしていただきまして、健康寿命延伸のための対策を進めていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わら

せていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、6番 伊藤誠君の質問を許可します。

6番 伊藤誠君。

〔6番 伊藤誠君 質問席へ〕

○6番（伊藤 誠君） 議長から質問の許可をいただきましたので、私から、前定例会に引き続きまして公共施設につきまして、それとそれに伴います指定管理者制度についてお伺いをいたします。

公共施設に関して、平成27年12月、総務省が示す指針に従い、海津市公共施設等総合管理計画が策定されました。現在は平成32年度までに同計画に基づき個別施設計画の策定が求められており、準備が進められているところでございます。

また、一方で、前定例会での私の一般質問でも御答弁をいただいておりますように、本市では、社会情勢の変化や市民ニーズに対応しながら効率的・効果的な施設運営を行うために、既存施設の廃止も視野に入れ、平成25年4月に策定した公共的施設の見直し指針、第2次公共的施設見直し工程表に基づく公共的施設分析シートによる施設評価を行い、平成30年度までの5年間をスパンとする公共的施設見直し工程表を定め、毎年度、行政改革推進本部会議においてその進捗管理を行い、公共施設の見直しに取り組んでいただいているところでございます。

平成29年10月に公表されました「第2次公共的施設の見直し工程表実施（見込）状況報告書」では、当初指定されました45施設の方向性に対する平成28年度までの実績と、平成29・平成30年度までの見込みが示されております。その後、平成29年度以降の実績も含めますと、当初より方向性が変わった施設も多くありますが、一部の施設を除いて、ほぼ当初計画に対しては何らかの結論が出されております。

そこで、当初指定の45施設のうち、結論が出されていない、あるいは公表されていない3施設について、以下お尋ねをいたします。

旧南濃中学校の跡地利用に関して、平成29・平成30年度は公募型プロポーザルにより再利用検討となっていますが、現在はこういった状況ですか。

道の駅「クレール平田」及び「月見の里南濃」は、直営方式を改め、指定管理者制度導入に向けての検討が進められてきました。昨年度はそれを含みに、両駅とも地方創生推進交付金を利用して経営診断・経営指導を受けました。前定例会では、指定管理者制度ありきではないと答弁されましたが、どのような診断結果で、どのような指導がなされたのでしょうか。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業のノウハウを活用することなどにより、市民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的としています。

見直し工程表では、こういった財政的効果だけを求めて本制度の導入を検討していますが、本市における両道の駅の事業目的、全国の道の駅で見受けられる行政と道の駅管理者との問題等々を考えると、必ずしも本制度導入がふさわしいとは思えません。実際、そもそも道の駅に指定管理者制度を取り入れること自体が間違いと主張する専門家もいます。

両道の駅に対する今後の方針をお聞かせください。

本市では、現在、市民文化施設59、スポーツ・レクリエーション施設2、保健福祉施設4、行政系施設1、公園系施設2の計68施設で指定管理者制度を導入していると認識していますが、間違いありませんか。

また、工程表に指定されている45施設以外に、新たに本制度の導入の検討を始めている施設はありますか。あれば、その理由、目的をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の公共施設と指定管理者制度についての御質問にお答えします。

1つ目の旧南濃中学校の跡地利用に関し現在の状況につきましては、平成28年3月に閉校しました南濃中学校の跡地を有効に活用し、地域の活性化、振興発展に寄与する事業者を幅広く募集するため、旧南濃中学校跡地利用者募集要項を作成し、事業提案の募集を行いました。

その結果、本年3月に行った3回目の募集において1者から応募があり、5月2日に南濃中学校跡地利用候補者選定委員会を開催し、旧南濃中学校跡地利用事業優先交渉事業者選定要項に基づき審査し、旧南濃中学校跡地利用事業優先交渉権者として、学校法人セムイ学園に決定いたしております。

この学校法人セムイ学園は、愛知県内で東海歯科医療専門学校のほか、3つの専門学校を運営し、地域医療へ貢献できる人材の養成を行っている学校法人で、提案内容は、国内の大学や専門学校へ進学を希望する外国人留学生を対象とした日本語教育機関を運営する計画であります。

今後、学校法人セムイ学園への選定結果通知において示した条件の一つである地域住民の了承を得るため、石津地区代表者会等において説明会を行い、建物・土地の貸付契約の締結

に向けて事業者との協議や事務手続を進めていく予定でございます。

2つ目の道の駅「クレール平田」及び「月見の里南濃」に対する今後の方針につきましては、両道の駅は、開駅後かなりの年数が経過し、施設の老朽化対策や安定的な経営改善に向けて、平成28年度に国の地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金を活用して、道の駅再振興計画に基づき、リニューアル工事を進めてまいりました。

さらに、平成29年度には、同交付金を活用した道の駅経営者指導業務委託により、両道の駅の経営改善策の検討や、ホームページのリニューアルを実施したところであります。

議員仰せの道の駅経営者指導業務委託でどのような指導がなされたかにつきましては、本業務委託は、各道の駅の課題等を踏まえた運営手法に着眼して調査・検討を行い、最適な運営スキームの抽出を目的としたものです。

主な業務内容といたしましては、直営方式の道の駅事例調査、テナント等運営者可能性調査、運営主体可能性調査、最適な運営スキームの抽出、ホームページリニューアル等であります。

本業務委託の調査報告では、両道の駅の最適な運営スキームの評価軸としては、道の駅の設置目的である産業と観光振興の拠点化を図ることであり、収益のみに左右されない公共性を担保した継続的な農業従事者の育成や農業振興と位置づけられました。

さらに、道の駅は、道路利用者への休憩施設、情報機能の提供は欠かせないサービスであり、農業従事者の育成と農業振興の観点からでは、直売所等の収益施設を活性化させ売り上げアップを図ることで農業従事者の所得増加による効果も重要であるものの、採算性が見込めない施設を閉鎖させることが農業振興に逆行するため、民間運営者が懸念する採算性の確保の重視は、道の駅設置目的の最大限発揮にマイナスの影響を与えられとされております。

また、海津市の道の駅は、農業従事者の販売空間の継続提供に着眼することが得策であるとの報告も受けました。

そして、総合評価では、道の駅の運営に際しては、海津市の政策としてサービスの継続が絶対的に必要となることから、コスト削減以上の公共サービスの継続の比重が高く、海津市の直営方式が有効であると。ただし、コスト削減の観点も重要であることから、クレール平田のレストラン運営については、テナント方式の導入の検討も今後の課題事項である評価、指摘を受けました。

次に、両道の駅に対する今後の方針につきましては、第2次公共的施設の見直し工程表実施状況報告書では、改修工事及び経営状況調査を踏まえて今後の方向性を再確認していくとしておりましたが、道の駅経営者指導業務委託の調査報告を参考に検討し、両道の駅につきましては、当分の間、本市の直営方式で運営していくこととしました。

本年度も昨年同様、経営改善指導業務の実施を計画しており、さらなる売り上げ向上策やコスト削減策の指導を受けながら、両道の駅の安定的な経営改善に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

3つ目の指定管理者制度を導入している施設数に間違いはないか、また新たに検討している施設はあるかにつきましては、議員仰せのとおり、現在は68の施設で指定管理者制度を導入しております。

また、新たな指定管理者制度導入については、現時点では計画はございません。

報告はそのとおり報告を受けましたけれども、両道の駅が自力で経営運営ができるように最善の努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、伊藤誠議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 第2次の公共的施設の見直し工程表は、本年度までの5年間をスパンとした見直しでございますが、毎年度、行政改革推進本部会議で進捗状況をきちっと管理していただきまして、今、御答弁をいただきましたように、45施設全てにおいて、しっかりと何らかの結論を出していただきましたことを感謝申し上げるところでございます。

南濃中学校についてでございますが、新たに今そういった形で進めていただいているということはありがたく思うわけでございますが、特に南濃中学校に限らず、公共施設の跡地利用に関しましては市民の関心が非常に高いといえますか、これははっきりと問題が表に出ているということが大きいんだろうと、見て非常にわかりやすいということもありまして、非常に関心が高いということでございます。

南濃中学校の跡地利用に関しましても、私どもが市民の皆様といろんなところでいろんな会話をなす中でも話題に上がる率も非常に高いわけございまして、特に学校施設ということになりますと、その卒業生、特に南濃中学校ですと、たしか8,000人近い卒業生がいらっしゃって、もちろん市外に転出された方も多いわけですが、まだ御健在の方は数千人以上いらっしゃるわけございまして、そういった方々が中学校の跡地利用に関しましては非常に興味を持って見守っていただいているところでございますので、今、新しいニュース、これも非常に明るいニュースではないかなというふうに思っております。

ただ、その今の情報の中で、これから代表者会議等でお諮りをいただいてというお話もございまして。議会のほうでもまだこの話は伺っておりませんが、時系列的にそういったことで、議会でこの件について詳しくお話をいただけるのはいつごろになるのでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） お答えします。

このセムイ学園につきましては、今月末に地域の代表者会にお諮りをさせていただきます。その中で一般の方にも説明を願いたいということであれば、セムイ学園のほうに説明を求めます。その結果、地域での同意を踏まえまして議会のほうには報告をさせてもらおうと。

条件としまして地域振興を予定しておりますので、地域の方の賛同を得てということを経営条件にしていますので、その条件をもって優先交渉権者として我々市と協議をして、その結果をもって議会のほうに報告をする予定ですので、よろしくお願いします。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 地域の同意ということがございましたが、これは非常に大切なことだろうというふうに思います。当然、新しい業者が決まりますと住民に与える影響も、いろんな意味で影響も大きいかと思うので、住民の理解についてはきちんと進めていただけるということですのでありがたく思っています。よろしくお願いします。

では、南濃中学校の件につきましてはそのぐらいにさせもらって、いろいろと細かい点につきましては、この場で公表できること、できないことがあるでしょうから、この辺にさせていただいて、次に移らせていただきます。

指定管理者制度でございますが、指定管理者制度とはということで初めにちょっとかた苦しい言い方をしてしまいましたけれども、これはあくまで一般的にということでお許しをいただきたいんですが、行政はハードはつくるけれども、運営力とか経営力が不足する傾向があるので、いっそのこと民間企業を含めて広く委託先を求めて、収益、コスト削減の機とするのがこの制度の主な趣旨だというふうに言われております。

道の駅に関しましても、全国でたしか1,145ほど道の駅があるというふうに聞いておりますが、ほとんどと言っていいのかわかりませんが、かなり大きな割合でこの指定管理者制度が導入されているというふうに聞いております。

その中でも岐阜県は、特に道の駅の数が全国でも非常に多くて、普通、各県大体20前後、19施設から二十数施設、大体平均して20前後という県がほとんどなんですが、たしか岐阜県は56でしたか、北海道に次いで道の駅が多い県だというふうに認識をしております。その中でも、指定管理者制度は随分多くの割合で導入されているということでございます。

もちろん、その民力を活用して成功している例も非常に多いわけございまして、マスコミを通じて大々的に取り上げられているというのも、皆さんはテレビ等でごらんになったこともあろうかと思いますが、一方で、地域力が集積されて発信される拠点たるべき道の駅の存在理由というものが失われるケースも大変多く指摘されています。これはなぜかという、現場の労働目的や意欲が喪失して不安が増してということが原因で、そういった状況に置か

れている道の駅も非常に数多くあるというふうにも聞いております。

具体的に多い例としてよく言われておりますのが、指定管理期間が5年程度と、一概に5年とは限りませんが、例えば短くて、その期間満了後、同団体が指定を受けられる保証はなく、また管理者が変更になった場合、スタッフが入れかわるので人材育成も非常に困難であると。運営に行政が介入すると、過度の経費削減や場当たり運営しかできなくなることで集客力が減少する、あるいは収益が減少して経費の捻出が非常に困難になっていく。結果、客足が遠のくという悪循環に陥っている例というのも数多く見られております。

そこで、公共施設というのは何かということでは話が戻るわけですが、前回もこれはちょっと申し上げた、地方自治法によりますと、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供する普通地方公共団体が設ける施設であるというふうに定義づけられているわけですが、基本的にはその施設から収益を上げるための施設というものではないということがまず大前提としてあると思います。

当然、道の駅のような販売をメインとする施設で経済的効果を求めるということは、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、これは当然必要条件であると思いますし、非常に大切な要素の一つであるというふうに思います。しかしながら、これは必要条件でありまして、当然十分条件ではない。この条件を満たすことによって、ほかの必要条件が非常に影響を与えるということも間々あるわけですが。

行政側にとりましては、その経費削減に重きを置いて、本来の目的である住民の福祉を増進する、つまり住民サービスがかけ声だけになってしまうという実態も残念ながら数多くありまして、これは逆に言い方を変えれば、本末転倒というふうに言えなくもないのかなあというふうに感じております。

今回、ただいま答弁いただきました本市の両道の駅に関しましては、レストランは多少含みもありますが、改めて直営のままでいくという結論を出していただきました。これは、ぜひ誇りを持って進めていただきたいというふうに思っております。

ここで1つ、ちょっとお伺いをさせていただきます。

道の駅は、地域のショールームといいますか、ショールームであるべきと。つまり、施設そのものがもともと農林水産省であったり、県の経営構造補助事業から始まっておりまして、その施設の位置づけも産地形成促進施設であったり、農畜産物処理加工施設という位置づけもありまして、農家の所得向上、農業経営の確立を図る施設という側面、これが一つ大前提としてございます。

そして、このたびいろんな形で、また道の駅は直営で進めていただくわけですが、決してクレール平田商店とか、月見の里南濃商店というような形にはしないでいただきたいというふうに思います。地域の魅力あふれる施設として今後も継続していただきたいと思います。

それから、私、もう一つ非常にこの辺で気になるのは、道の駅の先ほどの地方推進交付金を使つての場合の道の駅推進計画策定業務委託の仕様書というところに、その業者を選択する場合の事業目的という項目があるんですが、事業目的として海津市ブランドの構築と観光振興による交流人口の増加を目標とし、本市に最も適しすぐれていると考えられる提案を募集するものというのがあります。その中で5項目書かれているんですが、ちょっと簡単に申し上げます。1. お客様へのサービスの向上、2. 地域への貢献、3. 経費削減、4. 増客と増収・増益、施設の老朽化対策というふうに5点設けられているんですが、これは本来、非常にこれについては、これを否定する気はさらさらございません、非常に大切なことでございます。ただ、本来道の駅が持っている、先ほど申し上げた大前提という部分についてちょっと配慮に欠けた募集ではないかなという気がするんですが、今後のことも含めまして、この道の駅の本来の目的ということについてと、それから経済的効果を求めるという2つの大きな側面があると思いますが、この辺の兼ね合いについてどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとその辺をお聞かせいただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 道の駅、地域活性化、その地域に住まれる皆さん方が非常に利用して、気持ちよく利益を上げていただく、そういったことだろうかと思いますが、実は海津市は、道の駅が2つあります。それから、JAさんの施設も2つあります。これほど恵まれた販売所を持っている市はほかにはないわけでありまして、ぜひとも出店される皆様方は大切に扱っていただいて、そして大いに活躍をしていただければと願っております。

そして、先ほど結論を申し上げましたが、この道の駅をさらに活力あるものにしていただきますのは、そこに店出していただく皆様方の製品でありますので、ぜひぜひいろんなものを出していただいて、大いに元気になっていただければと願っておりますので、そのことをひとつよろしく願いを申し上げます。

その中で、そういった状況をまずは形づくっていく、あるいはどういう組織がいいのかということで、今回、コンサルを受けているわけですが、その中で、今、やっぱり高齢化ということがあったり、あるいは地域が隔たっているということもあって商品が偏ったりする、そういったようなこともありますので、その辺のところをより効率的に道の駅が運営できるような形態にしていくのがいいのかなあと思っておりますので、これは出荷者の皆さん方とまた御相談申し上げながら進めていくことが肝要かと思っております。

いずれにいたしましても、海津市は農家の方々の販売箇所は、専門の方はJAさんから市場へというようなこともありますけれども、そういう場所があるということで、ぜひぜひ活用をしっかりとっていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いを申し上げ

げます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6 番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

市長のおっしゃることは重々、私も全く同感でございますので、よろしく願いいたします。

道の駅に関しましても、J Aさんのファーマーズにしましても、それぞれ特徴があるわけございまして、特に南濃町は近い距離に2つ並んでおりますが、それぞれに相乗効果をもって非常にいい形で推進させていただいているので、その辺は私どももありがたく、住民の方からもそういったありがたいというお声はいただいておりますので、その辺は市民の皆様もよく御了解いただいているというふうに私は認識をいたしております。ありがとうございます。

最後にといいますか、今の道の駅のことに限らず指定管理者制度について最後にちょっとお伺いしたいんですが、今、本市内で68施設というふうに確認をさせていただいたわけですが、指定管理者には年度ごとに自治体に対して業務報告書の提出が、これは義務づけられているというふうに私は認識しておるんですが、たしか自治体にこれは公表義務がないために、それを公表している自治体は、恐らく全国でも余りないのではないかなあというふうなこと、どの程度全国で公表されているのかというのが、これがひょっとわかったら教えていただきたいんですが、わからなければ結構ですけれども。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 申しわけございませんが、今現在、ちょっとそういう資料を持ち合わせておりませんので。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6 番（伊藤 誠君） 全国でも、私も非常に公表されているところは少ないというふうに聞いているんですが、ただ、指定管理者から提出されました業務報告書というのは、恐らくよりよい施設運営のため、それから施設運営のためのいろんなものが恐らく見えてくるんだろうと。それを検討することによって、今後、新しい施設運営に対する道が開けるのかなあということも思うわけでございますので、もし可能であれば、指定管理者から提出された業務報告書に基づいて議会で質疑をできる機会がいただければありがたいなと。

これは、当然、68施設全部ということではございません。金額の多い数施設、幾つか名前がぱっぱっと上がれば主な数施設でいいかと思いますが、そういった業務報告書の質疑の機会をいただけるような配慮をしていただけないでしょうか。これはお願いでございます。

すが、御答弁をいただければ、よろしくお願いします。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 現在、指定管理者が行う業務について定められたサービス水準を達成しているかどうかということを定期的に確認するために、条例で事業報告書の提出を規定しております。それで、それについては担当部署で判断しておるんですが、今後、事業報告書を踏まえ、サービスの提供の効果や施設の目的の達成などを図るために、指定管理者の運営状況についてモニタリングや評価を行って、業務内容について見直しを行う仕組みづくりをつくっていく必要があると考えております。

それで、その評価体制を確立できましたら、その評価結果についても議会に報告していくことを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6 番（伊藤 誠君） ぜひ主な施設だけでもそういったことで配慮いただければ、我々も一生懸命そういったことについて、またさらなる勉強もさせていただけると思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、今後、そういったことで指定管理者制度につきましては、いろんな意味でその施設、それぞれの施設は性格もありますので、指定管理者制度についてもいろんな方向から検討していただいていると思います。また、精いっぱいその制度のよき点を取り入れて、施設運営にまたつなげていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

ここで午後 1 時まで休憩といたします。

（午後 0 時 0 6 分）

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（飯田 洋君） 7 番 橋本武夫君の質問を許可いたします。

7 番 橋本武夫君。

〔7 番 橋本武夫君 質問席へ〕

○7 番（橋本武夫君） では、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は1点のみ、人工知能（ＡＩ）の導入、活用についてお尋ねをいたします。

2016年に発表された野村総研・オックスフォード大学の共同研究によれば、10から20年後に日本の労働人口の約49%がついている職業がＡＩやロボットに代替することが可能であり、その代替可能な職業の代表例が公務員とのことです。

人口減少社会が本格的に到来し、現在、7,500万人の生産年齢人口は、2050年代には5,000万人を割り込むとも予想されています。当然、市役所職員の数が絶対的に不足する時代がやってくることは想像にかたくありません。

一方で、住民のニーズは、年々複雑化・多様化しており、自治体の業務負担は、質・量ともに拡大すると予想され、従来どおりでは対応できないのは明らかです。

そのような状況下においても、自治体運営、住民サービスの向上を図るためには、ＡＩの導入、活用は不可欠であると言われています。

また、働き方改革の面からもＡＩの活用は重要と捉えられています。働き方改革のポイントは、長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの実現です。労働時間を実質的に短縮するには、職員の生産性向上が不可欠です。そのための手法として、ＲＰＡ（Robotic Process Automation）、つまりＡＩなどの技術を用いて、主にホワイトカラーの業務を機械に代行させ、業務を効率化、自動化する取り組みや、ＡＩの活用が注目されています。

本年2から3月には、三菱総研が開発したＡＩを活用した住民問い合わせ対応サービスの実証実験が行われ、大垣市や愛知県高浜市、豊田市など、全国計35自治体が参加したそうです。窓口や電話で対応している住民からの問い合わせや相談にＡＩを活用することにより職員の負担を減らし、他の業務に打ち込めるメリットがあり、住民にとってもＡＩならば、いつでも、どこでも対応可能で、時間が短縮でき、必要とする行政情報をスピーディーに入手できるメリットがあったとされています。

人口減少が加速する中で、もはやＡＩを使うことでどれだけ業務を効率化できるかという段階ではなく、ＡＩを導入しないと自治体の運営ができなくなる時代に入っていると指摘する専門家もいます。

他の自治体では、ＡＩに任せられるものはＡＩに任せ、長時間労働を是正し、職員は、企画立案・調整など人にしかできない業務に専念する体制を模索する動きも始まっていると聞きます。

本市においてもＡＩの導入、活用は、早急に検討するべき課題であると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の人工知能（ＡＩ）の導入、活用についての御質問にお答えします。

本市の職員数は、合併した平成17年度の572人から現在は437人となり、135人の削減を行いました。今後も、人口減少に伴い、職員数を減らしていかなければならない状況にあります。

一方で、議員仰せのとおり、住民ニーズは年々複雑化・多様化しており、自治体業務の負担は、質・量ともに拡大してきており、従来どおりでは対応が困難な状況になりつつあります。

本市としましては、財政状況が大変厳しい状況であります。質の高い行政サービスを確保するため、職員の人材育成を初め、行政組織の機構改革や適正な職員管理などを進めているところであります。

また、働き方改革の一つとして長時間労働の抑制とワーク・ライフ・バランスの実現に向け、毎週水曜日を定時退庁日として定め、所属長は、課の業務を把握した上で課員が定時退庁できるよう指示するとともに、みずからがすぐに退庁するなど、課員の模範となるよう、また課員は、担当している業務をやむを得ない場合を除いて効率的に業務の時間配分に心がけながら職務を遂行するよう心がけております。

さらに、昨年12月からは長時間労働の抑制、部署間における業務の偏りを平準化することなどを目的に、月30時間を超える時間外勤務においては、実施計画をみずから作成し、計画的に実施する取り組みを行っておりますのと同時に、所属長は、特定の職員に業務が偏っていないか内容の確認をしており、所属部門の業務を把握した上で偏りが見られる場合は業務量や業務内容を見直すなど、長時間労働の抑制を図っております。

議員仰せのとおり、近年は労働時間短縮のための手法としてロボティック・プロセス・オートメーションやＡＩの導入や活用が注目されており、近い将来、より迅速で利便性の高い市民サービスを提供するためには必要不可欠なものになってくるのではないかと考えております。

人口減少や少子・高齢化が進む中では職員の人材確保が困難になることが想定されますので、これらを導入することにより職員のバックオフィス業務を減らし、企画や立案などのクリエイティブな業務や、より本格的な業務に集中できる体制をとっていく必要があると考えております。

今後、導入に向けた調査・研究をしてまいりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） 御答弁ありがとうございました。

結論から言うと、調査・研究を進めるという最後の1行であろうかと思いますが、その辺についてちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、今回、質問でも言いました、35の自治体に参加した実証実験についてちょっと触れてみたいと思います。

所沢のホームページからちょっと拾ったんですが、所沢も今回の実証実験に参加した自治体でございますけれども、まずタイトルとして「A I とお話ししませんか？ A I スタッフ総合案内サービスの実証を行います」ということで、所沢市は、行政分野におけるA I の活用可能性の調査・研究を目的に、株式会社三菱総合研究所と共同で「A I スタッフ総合案内サービス」の実証を行いますということで、その内容として、要は問い合わせに対してどのようにするかということなんですけれども、今回実証した所沢や全国的に実証された行政サービスの内容というのは、問い合わせ事項は次の以下にあります。妊娠・出産、子育て、教育、結婚・離婚、引っ越し・住まい、就職・退職、高齢者・介護、御不幸、戸籍・住民票・印鑑登録、税金、国民健康保険、国民年金、水道・ガス・電気、交通、駐輪・駐車、都市計画、ごみ・環境保全、食品・衛生、ペット、消費生活、健康・医療、文化・スポーツ・生涯学習、市民活動・コミュニティー、防災、防犯、救急・消防など、これだけ多くの分野の市民からの問い合わせにA I を利用して答えるという実験がされております。

まず、最初にお聞きしたいんですが、今言ったような内容のものは、ほとんどこれで市民の方からの窓口等に対する問い合わせの分野を含んでいるんじゃないかと思いますが、それでいいでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 問い合わせに関するものにつきましては、大方含まれているものと思います。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） では、詳しい資料があるかどうか、ちょっとわかりませんが、こういった問い合わせについて、実際に窓口等でそういった問い合わせに対応する、それに答える職員の仕事量というものはどれくらいあるんでしょうか。窓口業務をされている方にとっては、ほとんどそんな市民との対応に追われるというような内容かもしれませんし、ひょっとするとそんなことはありませんよということもあるかもしれませんが、大体感触でいうか、きちんとしたデータがなければ大ざっぱで構いませんので、どの程度あるんでしょうか。

うか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） はつきり申しまして、業務によって窓口の電話対応がかなり、少ないところも多いところもあると思います。それとか、繁忙、その時期的なこともありますので、そういうことはありますが、市民課とか税務課とか福祉関係は、かなりの時間が対応にとられておると思いますが、詳しく時間がどのくらいかということとはちょっと把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 当然そういうことだろうと思いますけれども、要はその部署によっては相当な時間数をとられるということは間違いないかと思います。

それで、今回、その実験をした結果は、質問でもちょっと触れましたけれども、詳しく見てみると、住民にとっては必要な情報にアクセスしやすくなると、スマホから気軽に使えると、24時間、365日いつでも使えるというメリットがあったというふうに伺っております。

また、職員さんにとっても簡単な問い合わせが減り、本来対応すべき人に時間を割くことができるようになったと、ベテラン職員のノウハウを継承できる、他部署の業務を知ることができ、分野横断での相談対応もしやすくなったというようなメリットがありましたけれども、さまざまなメリットが考えられるわけですが、一番のメリットは、住民がそのアプリを利用してさまざまな問い合わせをする、そういったことによって職員の方にとっては、その時間が浮いて別の業務ができると。特に職員の方にしかできない仕事、一般的な事務員でもそうですけれども、対応の問題は、やはり機械だけでできるものではない。人の顔色を見ながらといいますか、その人の感情を理解しながらするというふうな仕事というのはなかなか難しいようでございますので、そういったことが必要な業務について、あるいは企画立案といった仕事、そういったことに時間を割けるようになるというのが一番のメリットではないかなあというふうに思っております。

先ほど市長のほうから水曜日は定時退庁でと言われましたけれども、定時に退庁したからといって仕事量が減っていなければ、その分の仕事がどこかにしわ寄せされるだけのことで、早く帰ったメリットが余り感じられないのではないかと。要は、いかにその効率を上げて、定時に帰ってもちゃんと仕事が終わるようになっていくかどうかの問題なのであって、そのためにAIを活用すると。そういったもので業務の効率化を進めていくということが重要なのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、総務部長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 効果についても議員が仰せのとおりだと思いますし、定時退庁に関してもそのとおりだと思います。それで、そういうことが本当にA Iでできるならば、導入経費とか維持管理のこともあると思いますが、そういうことは十分実証実験なんかを参考にしながら検討していきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） では、今、経費の話も出ましたけれども、それはちょっと後で聞きます。

まず、三菱総研は、2017年7月、今後の自治体のA I活用に関する情報共有や意見交換の場として、行政情報標準化・A I活用研究会を立ち上げたそうです。60を超える団体、自治体に参加しているようですけれども、今回の実証実験を行った35の自治体も全てその研究会に所属しておられるようですけれども、そういったA Iの活用に関しての情報を得るために、こういった研究会とかに参加される考えはございませんか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 議員が御教示いただきましたように、その研究会はホームページでは2018年6月30日までということでしたが、来年度も引き続き実施されるということのようですので、前向きに参加を検討していきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 前向きということで、ありがとうございました。

そのほか、今回の実験は窓口対応ということなんですけれども、そのほかA Iを活用した事例として一番注目を浴びたといいますか、全国的にもニュースになったと思いますが、さいたま市の例がございます。

さいたま市では、毎年、保育施設への入所を希望する子どもが約8,000人、入所できる子どもを決める作業とその子どもを市内に300以上ある保育施設のどこに割り振るかということを決めるのに、これまでは膨大な作業量、要は親の就労形態、時間、病気やけがの状況、祖父母との同居の有無など、入所の優先順位を決める条件が細かく決められている上、兄弟で同じ施設に入りたいなどの希望をできるだけ考慮するため、毎年30人の職員が休日返上など、数日かけて入所選考を行っているということでした。ところが、A Iを使ってこの判定を行ったところ、3秒でできたと。しかも、その選考結果というのが実際に職員が手作業で行った選考結果とほぼ同じであったと。当然、そういったノウハウのデータを入れたA Iを活用しているので、職員が手作業で行ったものと同じような結果が出ることは当然

だとは思うんですけども、この30人の職員の方がデータで50時間以上かかっていたものがわずか3秒でできてしまうと。さいたま市と海津市では規模が違いますから、当然単純な比較はできませんけれども、こういった活用によって非常に効率が上がる、その分の時間が回せるという状況が発生するわけですね。

また、ほかには熊本市が日本マイクロソフトと共同して職員一人ひとりの働き方を分析し、個別に改善点を提言するシステムを導入するとございました。毎日の業務やメールなどをA Iが分析し、非効率な会議の取りやめや仕事の優先順位などをアドバイスするものであるということでございます。

A Iが会議やメールに費やしている時間、人数、内容などを把握して、会議の削減や他部署との連携を定期的にメールで通知、会議中などにこっそり他の業務の内職をした場合は、端末操作などで把握し、業務改善を呼びかけるということでございます。ただし、今のところ、通知は職員個人に対してのみ行い、上司には知らせないということございまして、全職員の働き方のビッグデータを蓄積し、組織全体での働き方改革の進みぐあいもチェックできるということを熊本市では導入するということでございます。

A Iを導入することによってさまざまな業務が効率的に行える、また職員の方の働き方改革にも貢献するという取り組みが既に始まっているということでございます。そのあたりに関して、他市町の状況をごらんになった感想をひとつお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 確かにその50時間ですかね、かかっていたのが数秒で済むということは、かなり職員の負担も軽減されると思いますので、先生がおっしゃられたように事業規模が違いますので、その辺はちょっと活用できるものかどうかはわかりませんが、いろいろそういう活用できる業務があれば、今後導入する方向で検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 具体的な導入の方法等について伺いたいんですけども、こういったA Iを活用したものを海津市のようなという失礼ですけども、多くの自治体がそうでしょうけれども、よほどぜいたくなことをやっても大丈夫な巨大な都市ではない限り、一般的には民間の事業者が開発したシステム、そういったものをクラウド型で多くの自治体が共同で使って利用するのが一般的だろうというふうに考えられております。当然、そこには利用料が発生するとは思うんですけども、先ほど言った自前で開発するというような莫大な費用に比べれば非常に割安に使えて、しかも、常に最新の状態のA Iを使えるというようなメリットはあろうかと思います。

現にもう三菱総研はことしの10月から、先ほど言いましたA I スタッフ総合案内サービス、この実証実験をしたシステムですけれども、これを実用化・商品化して、当面100から200の自治体との契約導入を目指しているということで、もう既に今年中にはある程度の自治体でこういったものを取り入れ始めていくのかなというふうには思っております。

ただ、私もすぐに、これが売り出されるから、すぐに入れなさいということは言うつもりはありません。当然、先ほど部長がおっしゃった財政面のことも考えられておりますけれども、やっぱり導入するしないのその判断の基準の一つというのは、例えばその利用料を払うことによって得られるメリットと、それによって得られる住民の福祉の向上、行政サービスの向上、そういったもののバランスが導入したことによってより多く得られる、住民も非常に便利になる。また、職員の方も生産性が上がり、効率が上がって業務に集中できるようになる、自分の仕事がしっかりと果たせるということのメリット、それが利用料等に発生する費用とどういう関係になるのかですね。そういった費用のほうはメリットよりも少なければ、当然すぐにでも導入するべきであるという判断の一つになろうかと思えます。私はそういったところのメリット、それから費用のその割合、そういったところが導入の目安になるのかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 議員のおっしゃられるとおりで、その辺のメリットを把握して、本当に使えるシステムで、メリットもある、費用も削減できるとあれば早い段階で導入していくことを検討するべきだと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

もう一つ、先ほど質問の中で名前を出しました高浜市の例のお話をしたいと思います。

高浜市の市長さんが職員に向かって、「もうじきあなたたちの仕事がなくなるよ」と冗談半分でおっしゃられたそうです。その市長さんの気持ちとして、これからの公務員の仕事の中身は、質も中身も変わる。現在の仕事の大半がなくなっても、住民と協働という別の仕事がふえるし、まちづくりという重要な仕事が残る。むしろ、職員の数が足りなくなる人口減少時代においては、いかにA IやI C Tを活用してルーティン業務、日常的に機械的にこなす仕事を自動化するかが重要で、機械に任せていかないと役所も立ち行かなくなるというのがその高浜市の市長さんの考え方だったそうであります。

そういった考え方をもとにして、A Iの導入、活用を推進する事業を展開するのに国の地方創生推進交付金を使ってやられた。高浜市は人口4万数千のまちで、海津市よりは若干大きくて、財政規模も166億円の一般会計ということですので海津市よりは大きいですけれど

も、それほど大きなまちではありません。要は、やる気と知恵さえ出せばいろんなことができるのではないかなというふうに思っております。

いろんなメリット・デメリット等々をいろいろ考えていただいて、私としてはなるべく早目に導入をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、それでお答えをちょっとお願いします。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 大変いい御指摘をありがとうございます。

実は最初に572人から現在437人と、135人の職員の数が減ってまいりました。これは何も意味なく減らしているわけではなくて、SNS、あるいは新しい機能、そういったものを取り入れながら職場改善ができてきているからこそ、この人数でできてきているということです。

したがって、その過程の中でそういう利便性を用いながら改善をしていく、その延長線上にこのAIはあるだろうと思っております、しっかり検討してまいりたいと。しかも、早期にできれば検討していきたいと、このように思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

私も大分不勉強なうちにこんな質問をしてしまっただけなんですけれども、次回の定例会まで待っていると、その間にどれだけAI活用が進むのか想像がつかない状態だと思っています。それぐらいAI活用に関しての流れというのは非常に大きなものになってきていると思います。先ほども前向きな答弁をいただきましたので、今後ともひとつ研究を重ねていただいて、私はなるべく早目に導入するような方向で考えていただきたいと思いますけれども、総合的に判断をしていただいて導入をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（飯田 洋君） これで橋本武夫君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、9番 伊藤久恵君の質問を許可いたします。

9番 伊藤久恵君。

〔9番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○9番（伊藤久恵君） 議長の許しを得ましたので、通告により質問をさせていただきます。

要旨といたしまして、マイナンバー制度の問題点について、1. マイナンバー制度の経過

について、2. マイナンバーカードの普及状況について、3. マイナンバー制度の問題点について、質問相手、市長様、よろしくお願いいたします。

マイナンバー制度等について市長にお尋ねいたします。

平成25年5月に社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立しました。その後、平成27年10月に法律が施行され、平成28年1月からマイナンバー制度が本格的にスタートしております。

この制度は、社会保障や税金等にかかわる各種申請や申告の際の添付資料等の削減ができることなどにより住民の負担軽減を図ることができること、行政機関等における効率的な情報の管理や迅速な処理を行い、行政運営の効率化と公正な給付と負担の確保を図られること、また給付金などの不正受給を防止し、公平・公正な社会の実現を行うということがうたわれていますが、実際に当初の目的どおりに進んでいるのか、行政や住民のメリット、あるいはデメリットがあるのかがわかりにくい状態です。

そこで、1点目として、まずマイナンバー制度の本市の取り組み、これまでの経過について伺います。

次に、これまでのマイナンバー制度の状況を見てみますと、マイナンバーカードの全国普及率は、平成30年3月現在の交付枚数は、全国ですけれども、約1,370万枚で、普及率は10.7%、政令指定都市以外の市では10.2%、町村では8.9%となっており、それほど普及しているとは言えない状況です。現状のままでは、今後も普及率の大幅な向上は望めないと思われれます。

これに対し国は、マイナンバーカードの活用範囲を広げて導入の成果を高めようとしており、できるだけ早期に子育て支援や保険医療分野等でのマイナンバーカードの積極的な活用を行うよう各地方公共団体に呼びかけているようです。

そこで、2点目として、マイナンバーカードの普及状況は、全国的に普及率が低いようですが、本市におけるカードの普及状況（全体、自治会別、年齢別の傾向）と利活用の範囲について、どのような状況となっているのか。

また、制度導入により政府は導入の効果ばかりを宣伝していますが、行政側や住民側においてどのようなメリットが出ているのか、あるいはデメリットが生じているのか、伺います。

次に、カードの活用範囲の拡大について、各地方公共団体においては既存の事業やシステムの違いが大きく、活用範囲拡大への取り組みには温度差があり、また国の思惑どおりにはカードの利用や普及は進んでいないようです。普及が進まない原因としては、住民から見てもカード申請手続が煩雑なこと、ふだんのカードの活用先が少なく、身分証明以外には所持のメリットが余りないこと、カード紛失や盗難の場合の情報漏えいと悪用、ハッキングや人

為的ミスによるセキュリティー上の懸念などの問題があると言われております。

マイナンバー制度について国は、情報漏えい等は起こらない、万全であると広報していますが、他自治体の事例では、制度導入直後から、約100自治体で約600人分のマイナンバーカードを誤送付した事例、不在票を持って訪れた人に窓口で通知カードを渡した際に、別の世帯のマイナンバー通知カードを渡した事例（小金井市）、転出証明書交付の際にマイナンバーや転出先の住所等の個人情報を漏えいした事例（横浜市）、つい最近、本年2月にも横浜市でマイナンバー交付用パソコン端末とマイナンバーカード78枚の盗難があり、少し調べただけでもマイナンバーの情報漏えいに関する事件はかなり多く起こっております。

民間企業等においても莫大なシステムの更新費用や安全管理者の設置や業務の非効率化をもたらしており、その上に従業員のマイナンバー情報を流出させるという事件も起こっております。

このようなことから、幾らシステム上のセキュリティーを強化しても人的な部分も含めれば情報漏えいを100%なくすのは到底不可能だと思われま

す。そのほかにも、将来的にマイナンバーでひもづけされた個人情報を容易に政府やその関係機関が個人の監視することに利用するという懸念もあり、マイナンバー制度は余りに問題だらけではないかと考えております。

そこで、3点目としてマイナンバー制度の問題点について、今申し上げましたようにさまざまな問題がありますが、それへの対処方法をどのように考えているのか。また、今後、市としてのマイナンバー制度に対するあり方についてどのような見解をお持ちなのか、伺います。

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤久恵議員のマイナンバー制度の問題点についての御質問にお答えします。

1つ目のマイナンバー制度の経過につきましては、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であり、社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されております。

行政機関の間で情報のやりとりを行う情報連携につきましては、853の事務手続について添付書類が省略されております。同時に、マイナポータルの本格運用も開始され、サービスの検索及びオンラインによる申請が可能となっております。

本市の取り組みにつきましては、マイナポータルのサービスとして、子育てワンストップ

電子申請を実施しております。子育てに関する行政手続きが手軽にできるよう、児童手当、保育、児童扶養手当及び母子保健分野の13の手続きでオンライン申請が可能になっています。

さらに、高齢者や自宅にパソコンがない方などにもサービスが利用できるよう国から貸与された専用のパソコンを各担当窓口に4台設置し、支援体制を整えております。

2つ目のマイナンバーカードの普及状況につきましては、平成30年4月末現在での本市の交付枚数は3,229枚で、交付率は9%となっております。年齢別の交付傾向としましては、50歳以上の方で全体の74%を占めています。

また、マイナンバーカード利活用につきましては、身分証等として利用のほか、行政サービスにおける利用及び民間サービスにおける利用を推進しております。

国が掲げる行政サービスの主なものとして、住民票・戸籍等のコンビニ交付、印鑑登録証、公金決済、図書カード及び医療保険のオンライン資格確認等が上げられております。

3つ目のマイナンバー制度の問題点の中の一つである交付申請手続きが煩雑であることが考えられます。その対策として、本市では、マイナンバーカードの申請を希望される御本人が来庁された場合に、職員が申請用の写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請手続きをお手伝いしております。

次に、セキュリティ上の懸念につきましては、制度、システム両面でさまざまな安全管理措置を講じております。

制度面では、本人確認措置、個人情報保護委員会による監視・監督、罰則の強化及びマイナポータルによる情報提供等、記録の確認による保護措置等を行っております。

システム面では、個人情報の分散管理、マイナンバーを直接用いず符号を用いた情報連携の実施、アクセス制御及び通信の暗号化等を実施しています。

さらに、年金機構情報漏えい事案を踏まえ、全ての地方公共団体において情報持ち出し不可設定、インターネット分離、自治体情報セキュリティクラウドの3層の新たな対策を実施しています。

また、職員に対しましては、海津市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ監査を毎年実施し、情報漏えい対策に取り組んでおります。

また、政府や関係機関が個人情報を監視することに懸念もあるとのことですが、制度開始前と同様、各機関で管理していた個人情報は、引き続きその機関が管理し、必要な情報を必要とときだけやりとりする分散管理という仕組みのため、国や関係機関が情報の一元管理を行い、個人の監視を行うことはできない情報提供ネットワークシステムとなっております。

マイナンバーカードを活用した利便性の高いサービスが提供されて初めて利便性を実感いただけるものと考えており、引き続き国と連携を図りながら市の責務を果たすとともに、国が示す各種政策につきましては、十分精査した上で今後の方向性を考えてまいりますので、

御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、伊藤久恵議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9 番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございました。

私も海津市の市民課へ寄らせていただいたときに、「マイナンバーまるわかりガイド」というのをいただきまして、ここのところにマイナンバー制度の3つの目的ということで、さっきおっしゃられました国民の利便性の向上、行政の効率化、そして公平・公正な社会の実現ということを目的としているということをうたってありましたので、ああ、そうなんだわということを確認いたしましたけれども、このマイナンバー制度がスタートして、こととして本格的なスタートから2年目になりますけれども、実際に当初の目的どおりに進んでいるのか。

今、普及率のパーセントを聞きますと、海津市では全体の9%ということでございますし、3,229枚の交付があったということでございますけれども、こういう経過について、本市の今取り組みの一つで、市長様からお話もございましたが、受付においてナンバーカードの申請がとても煩雑なことに対しては、無料写真撮影であるとか、あとオンライン申請のそれぞれ補助をしてくださいますし、また聞きますところによりますと、木曜日は開庁時間を夜7時まで延長しているというようなことも、ちょっと総務課のほうからお聞きはしたんですけれども、本当にそういう取り組みを一生懸命してくださいますし、そういう実務のお仕事もふえているのかなということをちょっと案じておりますけれども。

このマイナンバー制度でございますけれども、まだそれだけ普及していないということもございまして、利活用できる分野として当初の想定でございますが、年金等の社会保障であるとか、税の部分では脱税防止とか、本当にメリットは大きいのかなと。災害の分野についてもそうでございますけれども、そういう徐々に対象のその範囲を拡大するということになっていたようでございますが、かなり当初の計画よりも実施がおくれているのではないかと考えております。

今後の具体的なスケジュールでございますけれども、何年ごろまでに何枚を目指してナンバーカードの普及をするとか、次はどのようなところへその交付網を広げていくのかとか、そういうようなお話をちょっと知りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 一応計画としまして、平成32年3月までにマイナンバーカード1万枚ということで目指して進んでおります。

その普及が進んでいきましたら、いろいろ方向を考えないかんと思うんですけども、現在、答弁で申し上げましたように、子育てワンストップサービスの電子申請ができるということがありますし、児童手当の現況届、今始まっておりますけど、それにつきましても、マイナンバーを利用して利用申請が可能となっております。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9 番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

今おっしゃられました利活用の範囲についてでございますけれども、今現実そういうカードを交付されて、どういうことにお使いなのかというと、やはり身分証明とか、そういうもののぐらいの活用しかないのではないかなと思うんですけども。普及率が高くないので、まだ市民の反応というのも余りないのかもしれないかもしれませんが、先ほども言いましたけれども、行政側や住民側においてどのようなメリットがあって、またそのデメリットはどのようなことがあるのかということもちょっと詳しくお聞きしたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） マイナンバーのメリットについては市長が答弁したとおりでございますが、まず行政事務を効率化できるということで、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられるということで、国や地方公共団体の間で情報連携により、これまで相当な時間がかかっていた情報の照会とか添付等に要する時間と労力が大幅に削減され、また手続が正確でスムーズになるということと、2つ目として社会保障・税に関する行政手続での添付書類が削減できるということと、各種行政手続のサービスがオンラインでできるなどの国民の利便性が向上するということと、あと3つ目として、所得をより正確に把握できるということで、公平・公正な社会を実現することができるということと考えられます。

デメリットと言われると、なかなかちょっと難しい問題があるんですけど、例えばカード申請の手続が難しいとか、これは職員のことですが、マイナンバーカードを交付する事務手続がふえ、必要になってくるなどが考えられます。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 議員も御存じのように消えた年金問題、これだけ識字率の高い日本でああいう問題が起きたわけであります。例えば、外国ではこういった制度があって、全てがそれとつながっていると。ですから、日本でもこういったのが普及しておれば消えた年金問題は起きなかったはずであります。そういったようなことがございまして、できるだけ利用していただければと思います。

それから、新しい使い方に関しましては、過日、総務省の野田総務大臣も国のほうでも新しいものを進めていきたいということを言っておられましたので、そういったものとあわせてまた御紹介申し上げていきたいと、このように思います。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9 番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

今、市長様からも消えた年金の話、ありがとうございました。また、ちょっといろいろ勉強させていただきます。

このマイナンバーカードの利用でございますけど、先ほども答弁の中にございましたコンビニ交付のサービスがあると思うんですね。コンビニで、例えば住民票の写しであるとか、印鑑登録証明書等の取得が可能になるというサービスでございますけれども、これは確かにコンビニですと長時間あいておりますし、土・日の休日や市役所の閉まっている時間帯でも利用できますし、便利になるということだと思いますけれども、この岐阜県下の中でコンビニの交付ができる近隣の市町村、海津市はまだコンビニの交付まではいっていないと思いますが、今、岐阜県下でそのような市町村がございましたらお教えてください。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 岐阜県下において大垣市、高山市、岐阜市、関市、可児市、瑞穂市、それと下呂市さんがサービスをされておりまして、平成30年度から羽島市さんがされるとお聞きしております。

それで、海津市におきましては、交付率の低いこともあるんですが、それにかわるサービスとして支所を設けておりますし、あと業務の時間外延長ということで木曜日午後5時15分から午後7時まで開庁しておりますし、あと時間外予約サービスとして電話からの予約、あるいはホームページから予約できるようにしております。

それで、当然コンビニ交付に関しましては、システムの導入とか、あと維持管理費がかかりますので、その導入に当たりましては、それを導入するようなことになれば、当然支所のあり方等も考えていかないかん事態になってきますので、以前に答弁させていただいておと思いますが、それにかわるものとして支所とか、そういうことをやっておりますので、当面はコンビニ交付は考えておりませんということをお願いしたいと思います。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9 番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

次に、この制度の導入するに当たってどれほどの経費がかかっているかということをお伺いします。

全国の地方公共団体は数百億円かかると、民間企業を含めれば数兆円規模と、この導入に当たりまして言われておりますけれども、このかかった費用に対する効果、費用対効果が極端に低いのではないかと思います。

本市においてもこのシステムの導入や改修など、この制度導入の経費はいかほどかかったのか、お教えいただきたいと思います。事業費は幾らだったのかなということをお聞きしたいと思います。

そしてまた、コンビニとかのそういうのが広がっていきますと、これからまたどのくらいの経費がかかるのかということもちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） マイナンバーカードにかかりまして、システムの改修とかセキュリティー対策、それからマイナンバーカードの開設ということで事業費として約1億5,200万円、そのうち国の交付金として8,400万円ほどをいただいております。

今後ですが、先ほどありましたが、コンビニ交付のシステム構築をするとなると2,600万円、それと維持管理費が年間約1,000万要するというようなことになります。

〔9番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

コンビニへの導入費用として6,000万、また例えばそれをコンビニなんかに置かせていただいたりしますと、そういうところでいろんな維持費とかの費用が発生するのが年間1,000万ということになるんでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 導入というか、構築費で2,600万でございます。それと、その維持管理費として毎年1,000万かかるということですが、その中には設置に関しましては、平成31年までに導入すれば、一応2分の1の交付が得られますし、運営経費についても、導入後3年間は同じく2分の1の交付が受けられますが、それ以降については、まるきり市の運営ということになってまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

この導入に際して、やはり高額な費用が必要であるということと、現在、カードの普及率が低いということですから、そういうふうに踏み切ったとしても費用対効果の観点で見ると、本当に今そういう導入に踏み切っていいのかという、そういうメリットというのを考えると

少ないんじゃないかなということが思われます。

ほかの面でもですけれども、一番心配されることですが、国のほうも、今、市長様もそういう情報漏えいとか、そういうふうなことは大丈夫ですよ。一元化じゃないですから、みんなそれぞれのセクションの中で管理していますからということをおっしゃってくださったんですけれども、これは日本ではございませんけれども、韓国なんかですと成り済ましという形で、その本人になってマイナンバーカードみたいな、そういうのを利用するということで、すごく詐欺事件とか、悪用されて犯罪がふえていると。本当にネットなんか見ていただくとわかりますけど、すごく出ておりますし、イギリスだったと思いますが、2004年にIDカード法案、日本のマイナンバーカードによく似た、匹敵するものでございますけれども、それが成立したのは2006年でございましたが、2010年の政権交代のときには廃止になっておるんですね。それはなぜかといいますと、やはり主に個人情報や、そこは一元管理ということだったんですけれども、プライバシーや市民的自由の侵害ということを危惧されるからということで、そういうふうに先進国で取りやめになっているという国もございますので。ただ、国からそういうふうに言われたからというのはわかるんですけれども、そういう成り済ましの被害とか、そういうのが深刻化してくるので、十分なそういう周知が必要かなと思います。

それから、先ほど海津市においてのマイナンバーカードの普及率をお聞きしましたけれども、これをいただいてみえる方というのは結構高齢の方が多いと思うんです。先ほども50代以上の方と言われましたが、ちょっと資料によりますと、65歳以上の方、男性で20%ぐらいの交付率があるんですけれども、やはり年齢が高くなりますと、そういう犯罪にも巻き込まれやすいということもございますので、そういうところの周知というんですかね、こういう危険性もありますよということを、盗難に遭ったりとか、そういうこともございますので、しっかり周知していただきたいなということを思っております。

マイナンバーの関係で本当に実際に詐欺事件に遭っている方もいらっしゃるし、住民の方にマイナンバーを持っているとかと聞いたりしますと、本当に危険性ということに対する認識というのが、ほとんどの方は余りない感じなんですね。ですから、そのことに対する、やっぱりそういう住民への周知を十分にしていきたいと思います。

それから、行政のほうでデメリットとしてちょっとお聞きしたことがあるんですけど、マイナンバー制度のシステムを各地方公共団体で構築するに当たってセキュリティーの大幅な強化をしなくちゃいけないということでネットワークシステム等の大規模改修が必要になったりしておりますので、その弊害としてインターネットの閲覧がしにくいとか、メールの送受信がやりにくいとか、そういう事務処理上で使いにくくなっているというようなこともちょっとお聞きしているんですけれども、このセキュリティーの強化の副作用というんですか

ね、そういうようなふぐあいなんかは当市ではございませんでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 当然、その操作している段階でネットにつないだことによりまして、マイナンバーも当然ですが、個人情報も漏れてはいけませんので、その辺のセキュリティーは当然高めておりますので、それに伴って利用がしづらい面が出てきていることはあります。しかし、それはやはり個人の情報を守るためにどうしても必要なことですので、やむを得ないかと思われれます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤久恵君。

○9 番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

これは、まだマイナンバーが始まったばかりだからそういうこともあるのかもしれませんがけれども、全てがその効率化に行政のほうでつながっているということではないかもしれないと思います。

それから、最後でございますけれども、将来的にこのマイナンバーでひもづけされた個人情報というのを、本当は私は一番そのところが懸念されると思うんですけれども、やっぱり政府とかそういう関係機関が個人を監視することができるという、そういう社会が将来的に来なければいいなということをすごく懸念しております。そういう問題に対して重々気をつけてやっていくというお答えをいただきましたけれども、本当に将来的に、私の結論といたしましては、もちろん海津市といたしましても国の方針に従ってマイナンバー制度を進めているわけでございますけれども、やっぱりこういうマイナンバー制度には費用をかけた割に効果が出ていませんよという問題とか、そういう情報セキュリティーの脆弱性とか、また行政側の職員の方の負担もふえていると思います。民間企業へこれから広がっていけば広がっていくほどそういう負担もかかりますし、制度設計の上にもメリットばかりでなくて、かなりデメリットがあるのではないかなということを懸念しております。

マイナンバー制度ですけれども、その中にどういう意向を感じるかといいますと、国民の財産を管理したいという政府の意向を露骨に感じております。ですから、私有財産を政府に監視されるということは、国民の言論の自由であるとか、さまざまなそういう自由というものを奪うことになるのではないかなという、将来的な政府による監視社会の危険性をすごく感じております。もし、マイナンバーで政府の言う利便性を得られますよということの対価として私たちの自由を失うということになっては、その代償というのは余りにも大きいのではないかなということを感じております。

市長様におかれましても、国等に対してマイナンバー制度の問題点を指摘していただきまして、抜本的な対策を進めるように要望していただくとともに、住民の皆さんを守るために

もこのマイナンバー制度の危険性というものを周知していただくことをお願い申し上げます。
て、本件の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで伊藤久恵君の一般質問を終わります。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、2番 二ノ宮一貴君の質問を許可いたします。

2番 二ノ宮一貴君。

〔2番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○2番（二ノ宮一貴君） では、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は1つです。

市内中学校における部活動とクラブ活動について、質問相手は教育長でございます。

1. 市内中学校における部活動とクラブ活動について質問いたします。

平成30年5月1日現在、市内3中学校の生徒数は、日新中学校356人、平田中学校184人、城南中学校364人で、運動部活動数は、日新中学校15、平田中学校10、城南中学校11です。
このうち、社会人指導者がゼロまたは1人の運動部活動数は、日新中学校9、平田中学校4、城南中学校3です。

今年度から市内中学校の部活動は、岐阜県教育委員会の岐阜県中学校運動部活動指針の中で示されている、土・日曜のいずれかを休養日とする方向で活動しています。これにより、学校の管理下で行われる部活動から、社会人指導者と保護者等によって運営・指導されるクラブ活動がふえることになります。

こうした状況を考えると、現在の社会人指導者の人数では、必ずしも十分とは言えない部活動もあるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。

1つ目、中学校の部活動とクラブ活動は生徒にとってどうあるべきか、お考えをお聞かせください。

2つ目、社会指導者の確保・活用について、お考えをお聞かせください。

3つ目、土・日曜のいずれかが休養日となるが、生徒にとってどのような過ごし方が望ましいと思われるか、お考えをお聞かせください。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 二ノ宮一貴議員の市内中学校における部活動とクラブ活動についての御質問にお答えいたします。

初めに、部活動とクラブ活動について、それぞれの位置づけについて御説明申し上げます。

まず、部活動とは、学習指導要領において生徒の自主的・自発的な参加により行われる教育課程外の学校教育活動の一つとして位置づけられております。

一方、クラブ活動ですが、これは学習指導要領で定められたものではなく、海津市中学校の場合には、部活動組織をよりどころとしつつも、部活動とは別に保護者や地域の指導者により組織された活動となっています。

このように、2つの活動の位置づけや経緯がやや異なりますので、まずは学習指導要領に位置づけられている部活動を対象として御質問に対する答弁を申し上げたいと思います。

1つ目の部活動は生徒にとってどうあるべきかにつきましては、これは学校教育の一環として捉えることが基本であると考えております。具体的には、スポーツ等に親しむことを通して学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る場となることや、教育課程内で学習したこととの関連を図ることを通して、生徒みずからの適性や興味・関心等をより深く追求できる機会となることが重要であると考えております。

2つ目の社会人指導者の確保・活用につきましては、市教委としましても、前述の部活動の意義を達成するためには適切な人材を確保することが重要であると考えております。

議員仰せのとおり、現在、多くの部活動で地域の皆様に指導者として御協力をいただいているところですが、あくまでも善意により支えられているという面では否定できず、指導者の御都合がつかない場合や、適切な人材を確保できていない場合も一部にあります。

現在、市教委といたしましては、部活動社会人コーチ謝金として予算を確保し、指導いただいている方に実績に応じて、わずかながらですけれども、謝礼をお支払いできるようにしているところです。

3つ目の部活動の休養日は、生徒にとってどのような過ごし方が望ましいと思うかにつきましては、部活動の休養日のあり方については、議員の御質問にあるとおり、岐阜県教育委員会が本年3月に岐阜県の中学校運動部活動指針の一部改定を行い、平日は1日以上、土・日のうちいずれか1日以上休養日を設けることなどの基準が示されたところであります。

これを受け、当市の3中学校の間で県の活動指針に沿った休養日を設けるように取り組んでいく旨を申し合わせるとともに、市教委としても中学校校長会とともに活動指針の検討を開始しております。

成長期にある中学生にとって休養日を設定することは、運動や休養・睡眠などのバランスのとれた生活を送り、心身の過度な負担やけがなどを防ぎながら、合理的で効果的な活動

とするために必要なことであると認識しております。

したがって、休養日の過ごし方については、学校教育である部活動から一旦離れ、生徒自身が御家庭で保護者とよく相談し、自身にとっての適切な過ごし方を考えていただくことを基本とすることが適切であると思います。その上で市教委としては、生徒のさまざまな希望に沿えるよう環境を支援することが求められると考えております。

中学生の興味・関心はさまざまであり、生徒によっては休養日を学習に充てたい、あるいは文化的活動やボランティア等に充てたいということも考えられます。部活動とは異なるスポーツに取り組みたいという生徒もあれば、部活動と同じ種目にさらに取り組みたい生徒もあると考えております。

冒頭で部活動とは位置づけがやや異なるとしたクラブは、そうした部活動で取り組む種目をさらに深めたいという生徒にとって有効な受け皿であると考えております。また、例えば小学生が学校とは別に少年団でスポーツに取り組んでいるように、社会教育やスポーツ振興などを目的としたさまざまな市民活動や団体などが中学生の休養日を有意義に過ごす場として活用できないかも検討する必要があると考えております。

部活動を取り巻くさまざまな課題については、今後も幅広い視点から検討してまいりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

では、まず1つ目の部活動とクラブ活動のあり方のほうから再質問させていただきます。

先ほど教育長も言われましたが、岐阜県中学校運動部活動指針が3月に一部改定されましたが、その大もとになっているものがスポーツ庁から平成30年3月に出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」というものだと認識しております。

その中で、まず本題に入る前に前文の中に、今日においては社会・経済の変化等により、教育等にかかわる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題がふえている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあるとあります。

そして、終わりにという部分にも、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められるとありますが、海津市の中

では、今年度から各中学校長と検討して、中学校の運動部活動指針により休養日等を取り入れるというふうに海津市で統一した動きになっていると思いますが、こうした一定地域の単位で同じ部活動をするということに関して教育長はどのようにお考えなのか、教えていただけるとありがたいです。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 申しわけありません、一定地域の中で同じ部活動をするってどういうことか、ちょっともう一度、済みません。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） じゃあ、中学校の運動部活動指針のほうの言葉を使わせていただきますと、複数校合同部活動の運営上の留意ということで、複数校が同じ部活動をするために一緒にチームをつくって行うという意味で、ただ、こちらには、あくまでも生徒の願いに応えるための措置であり、競技力の高い生徒を集め強いチームを編成するといった勝利至上主義を目的とするものではないことに十分留意するというふうにあるんですが、各3中学校の中でも、この中学校にはある部活、この中学校にはない部活というのが、もちろんあるとは思いますが、そういったときに、ただ、どの中学校にも同じ種目をやりたいという生徒はあろうと思うんです。そうした子どもたちの受け皿として、今、部活動がない以上は、ほかの地域の総合スポーツクラブに行ったりとか、そういった形で子どもたちはそのニーズに応える団体を探していると思うんですが、それとは違って、中学校の部活動の中でそういった生徒を受け入れる、そういう合同の部活動をつくったりと、そういったお考えは今のところ検討にないのかという、その質問でございます。言葉足らずで済みません。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） どうもありがとうございました。2度も御質問を言い直していただきまして、ごめんなさい。

今、お話がありました同じ種目の部活動、かつて南濃中学校は、旧城南中学校と統合するまでは南濃中と城南中のサッカー部が合同で中体連等の試合に出てまいりました。それ以後、城南中学校になってからも、少ないときには隣の高田中学校とか、一緒にチーム編成しながら西濃の大会に出場するというような実態もあります。その年その年によって人数が少なくてチーム編成が困難な場合には、両校の先生方、子どもたちの意見を重視しながら、合同チームを組むかどうかというのを検討して、今取り組んでいるのが実情でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 年度ごとにといいいますか、その状況が生まれたときに検討いただい

ているということです、先ほど答弁の中にありました海津市版の部活動指針というものを今策定中だと思われますが、その策定をしていただきまして、それに沿った運動部活動を進める、その時期とかはもうお決まりでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） まだ具体的に時期は決定しておりませんが、本年度中に進められるところまで進めたいという思いであります。

〔2 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2 番（二ノ宮一貴君） やはりこの運動部活動の種類については、指針のほうでも学校長がというふうにならうとある文面が多いんですが、やはり学校長にとってはそれを決める指針として今岐阜県が出しているもの、また今策定中の海津市のものを基本として考えられるときが多いと思いますので、ぜひ今年度中ということですので、それに影響が出る生徒のためにも早く策定していただいて、それに沿った部活動ができればと思います。

それで、その部活動のあり方のところで、平日は1日以上、それから土曜日から日曜日のいずれかを休養日にするということで、今年度先行して始まっているということですが、先ほど御答弁のほうで、その部活動がないときの過ごし方、望ましいといいますか、このようなものがあるんじゃないかというような御提案がありましたけれども、部活動がない分、またその同じ競技をクラブ活動として行いたいという生徒も、もちろんいると思うんですが、休養日を設けるという指針にそれは逆行するというふうな、僕はそういう考えではなくて、それ以上に同じ部活動の種目を練習したいという、そういうニーズには応えていただきたいと思うんですが、指針のほうでは休養日を設けるようにというふうにならうとありますが、その解釈はどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今の点についてでございますが、同じ種目にさらに取り組みたいという、それは個人の選択肢の問題でございますので、土・日の1日は自由の時間にすると、その自由が勉強に行くか、文化的活動に行くか、さらに今やっている自分の部活動を高めたいという、それは個人の選択だということを思います。そのときに私どもが心配しております児童・生徒や教諭の負担軽減には、別の問題ではなくて全く同じ問題になると思います。教諭も児童・生徒も、一旦強制力はなくて自分の時間を自分でつくっていくという、そういう時間になろうかというふうに捉えております。

〔2 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2 番（二ノ宮一貴君） でしたら、教育長のお考えとしては、同じ種目を土曜日も日曜日も、

自分の範囲内といいますか、個々の思いでさせてもよろしいという、そういうことでよかったですか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） あくまでも本人がやりたいというやつを私はとめる権利はないと思いますので、その時間はあなたの時間だということになるわけですね。それは何の時間になるかはその子によって違うと思います。それが同じ部活動になるかもしれないということです。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 済みません、言い方が悪いかもしれませんが。何でかという、当然やりたい子がいるので、その部活動ではない、同じ種目を違うクラブ活動なり、ほかのクラブでやることがいけないというふうに思うことがないようにということで、それを許すとか許さないじゃなくて、個人の自由であるということを確認させていただきたかったのも、こういう質問をさせていただきました。済みません。

そのことについてなんですが、その自由に使う時間ということでお答えいただいた中に、例えば地域の行事、それから市の行事等々に参加する時間にも使える、当然そうだと思いますが、今、市内の中学校は、第3日曜日は家庭の日ということになっておりまして、城南中は、第4土曜日が育成会、子ども会の日ということで、月を4週にしますと、その半分がもう既に一応休みの日というふうになっております。それに5週としましても、プラス3日間は部活動が休みの日というふうになると思うんですが、例えば先日、6月3日日曜日に一斉美化の活動が市内全域でありましたが、そういった日を市内部活動を全員休養日とするということにして、そういう社会活動、そういったことに参加しましょうという日にするということ、そんな考え方はできないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 二ノ宮議員のおっしゃることも非常に、ああ、いいことだなと思うこともあるわけですが、今、県の中学校がほとんど統一的に行っているのは、先ほどおっしゃられました第3日曜、そして第4土曜の子ども会の日、家庭の日というのは、そちらを優先して、なるべく子どもを家庭、地域に帰そうという方向でずうっとこれは何年も前から来ております。ただ、その一斉美化の日は、それなら海津市は全部なしにしようとか、一概にはなかなか言いにくい部分があるんですね。大会のシーズンになってくるんですね。先ほど言いましたが、土・日のうち1日は休日に原則はするんですけれども、次の週に西濃大会とか県大会があるときに、こういうルールだから土曜と日曜は両方とも休もうということ、なかなか子どもも、教える先生も、それは熱が入っていることもありますけれど

も、基本は基本なんですけれども、大会が目前だとか、大会の日だとかというときには、やっぱり融通をきかせながら、その大会が終わった後に今度は休みをふやすとか、融通を持たせながらやっていただきたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○２番（二ノ宮一貴君） 御答弁の言われるとおりでと思いますが、一つの提案として、近い行事が一斉美化でしたので。大垣市のほうは、そういったものを市の全員、子どもを含めてやられているということがありましたので、海津市もそういうのができたらなという提案でございます。一斉美化にかかわらず、そういう大きな大会、例えば中体連が終わったとき、夏休みになりますけど、そういったときとか、運動でするので冬場の厳冬期とか、そういったときに何かそういう日が設定できれば、また海津市全体の取り組みとしてそういうつながりもできるのではないだろうかという、そういう一つの提案ですので、またそういう何かいい行事がありましたら、それとタイアップして休養日を設けていただければと思っております。

それから、戻りますが、そういった土・日のどちらかが部活動が休みで、あとは平日の夜間といたしますか、そういったときにクラブ活動というような形でやっている中学校もありますし、これからこの指針に従ったことによってそういう活動をふやしていこうというところもあると思いますけれども、社会人指導者なんですけど、社会人指導者は各学校単位で校長なり、それから保護者が承認といたしますか、お願いする形で指導をお願いしているわけですが、本当はもう少しお願いできる方が欲しいんだけど、見つからないというような、そんな学校からの何とか市のほうでそういう方は見えないかというような問い合わせみたいなものは現状ありますでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 私がこの立場になって一度、二度ほど、こういった相談をかけられたことがあります。そのときの答えは、市内を見てもいないぞというような話をして、指導者を発掘するのは非常に難しいそうです。海津市広しといえども、大体それぞれの校区の中学校の校長さん方は、地域でこのスポーツを教えることができる人とか、そういう方々は、いろんな方から聞いてほとんどわかっておりますので、その中で指導者をこれ以上確保していくというのは、今後の新しい人材を養成するか、新しい人材の出現みたいなものに頼るしかないかなあというような思いもあります。今後の大きな課題ではあります。

現在、合わせて56人ほどの方に、海津市内３中学校が世話になっております。

〔２番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○２番（二ノ宮一貴君） そうだと思います。社会人指導者といっても、やっぱり先ほど言わ

れましたようにボランティアというのが主だと思いますので、そうした皆様の生活状況、それからお仕事の状況のあいた時間をそういった子どもたちのために使っていただけるという方、本当にありがたいと思っております。

それで、その確保という面で一つ確認させていただきたいのが、今、社会人指導者というふうに大きく言葉としてのくくりはありますけれども、上はいいとして、下は何歳からその社会人指導者として受け入れているのかとか、その何か決まりといたしますか、中学校を卒業したら高校生ですけれども、それは社会人にはならないのかもしれませんが、そういった何か決まり事みたいなものはありますでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 具体的な決まりはありません。ただ、社会人といいますので、一般的に社会へ出ている、高卒とか、大学生でやったださっている方も一部あろうかと思いますが、高卒以上だと私自身は人では捉えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） そうしますと、学校の趣旨とか保護者のニーズに応えていただける社会人ならば特に年齢は問わず、そういったことに賛同して指導がしていただける方をお願いしておるといような、そんな考え方で、あくまでも学校単位ですかね。この方を指導者としてお願いしたいということは、お一人お一人を市のほうでは確認といたしますか、そういったことはされているんですか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 主に学校のほうが指導者を確保しております。そして、ボランティアに近いお礼しか市のほうは予算化できないんですけれども、1回1,000円という、本当にアルバイト的なお金で一生懸命汗を流しながらやったださる方々ですので、そのために市に登録された方々の名簿は、各3校から常に届いておりますので把握はしております。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） わかりました。学校のほうでそのように社会人指導者としてお願いするときにはある程度信頼できる方だと思っておりますので、これからも、市のほうは把握されているということなので、また管理といたしますか、その辺の助言等をしていただければと思います。

あと、最後といたしますか、今、運動部活動について話させていただいておりますが、こちらの中学校の指針のほうには文化系の部活のほうも、少ない文言ではありますがありますけれども、書いてあるわけですが、どちらかといいますと、中学校の部活といたしますと、昔からスポーツ

といいますか、運動部が多いわけですが、もちろん自分がやりたいこともありますし、身体的なことの問題もあるかもしれませんが、文化系の部活も一生懸命やりたいという子がもちろんいると思いますが、そういった子の対応といいますか、そういったものは今策定中の部活動の指針のほうには入れられるのか、それとは別に何かそういう統一事項なり、そういったものを設けられるのか、どのように進められていますか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今、文化系にかかわる部活動についてお尋ねがありましたが、3中学校ともそれにかかわる部はあります。日新中学校も城南中学校も文化部があって、パソコンとかをやったりしています。また、普通の卓球とか野球、テニスという部活動ではなしに、サーキットトレーニングとか、筋力トレーニングという部活動も平田・城南のほうにはあります。

今、小学校から中学校へ上がるときに、スポ少で野球をやっていたお子さんがボーイズのほうへ行くとか、そして中学校の部活で軟式のボールを使つての練習だと肩がちょっと故障しやすいとかというような問題とかで、ボーイズへ行っている子が中学校の部活で軟式ボールをさわって練習するということはよくないというようなことが通念的になっているのかと思いますので、ほとんどサーキットトレーニングで体を鍛えるとか、文化系に入って集中力を養うとかという、そのためにそれぞれ文化系、トレーニング系があります。それぞれの部についても、他の野球、サッカー、テニスと同じような、やっぱり平日のうちに1日は休みとか、土・日のうち1日は休みというのは、これは一緒だと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、運動だけが部活動ではないということで、ほかの部活動もそういった受け皿として、これからも3中学校で行っていただければと思います。

最後になりますけれども、やはり海津市は3中学校ありますが、置かれている状況とか生徒数も違うわけで、どの学校も同じように同じ部活動の種目がやれるというわけではありませんけれども、今進めていただいている海津市の指針、そのところに基本的なものは盛り込まれると思いますが、どうか子どもたちができる限り中学校の部活のほうで自分の思っている種目を、違う同級生ではなく、1・2・3年ですので違う学年と交流する中で高めていけるように、ぜひ御配慮いただければと思いますので、これからもどうかよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（飯田 洋君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

次回は、6月19日午前9時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。御苦勞さまでした。

（午後2時32分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成30年 7月18日

議 長 飯 田 洋

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 赤 尾 俊 春

